大学の管理運営に関する意見および中間報告

(附) 資 料

- (1) 大学の管理運営について(中央教育審議会答申)
- ② 国立大学運営法(案)
- (3) 国立大学運営法の施行に伴う教育公務員 特例法等の一部を改正する法律(案)

国立大学協会

大学の管理運営に関する意見および中間報告

総 目 次

1	大学の管理運営に関する意見											
	会	長	談	話(5)								
	本			文(9)								
2	た 大学の管理運営に関する中間報告											
	会	長	談	話(77)								
	本			文······(79)								
ı	(附)	資	料									
(1)	大学	の管理	運営に	ついて(中央教育審議会答申)(97)								
(2)	国立	大学運	営法(案)(104)								
(3)	国立	大学運	営法の	施行に伴う教育公務員								
	特例	歩祭の	部をi	サ正する柒律(宏)								

(昭和41年第37回総会決定)

大学の管理運営に関する意見

(附)会 長 談 話

国 立 大 学 協 会

会 長 談 話

昭和41年6月第37回総会において「大学の 管理運営に関する意見」決定の際の談話

本日,国立大学協会は,予て当協会大学運営協議会が提案しておりました「大学の管理運営に関する意見案」を一部修正の上採択いたしました。この「意見案」は,昭和38年以来運営協議会で慎重な検討を重ねて作成されたものでありまして,去る2月4,5日の第36回総会に提案され,その後各国立大学において,それぞれ検討が加えられてまいりましたが,今回の総会においてこれらの意見にもとづいて慎重に審議した結果,必要な修正が加えられてここに採択された次第であります。

この「意見」は、まえがきにおいて明らかにされておりますように、去る昭和37年9月、第25回総会において採択されました「大学の管理運営に関する中間報告」に再検討を加え、それを拡充補完する意味をもって作成されたものであります。「中間報告」は、当時政府において、国立大学の管理運営に関し新しい法令を制定しようとする動きがあったのに対して、大学の管理運営は、本来各大学がその自治によっておこなうべき性質のものであり、またその改善ももっぱら各大学の工夫と努力にまつべきものであるから、性急な法制化によって規制しようとする試みには賛成しかねるという当協会の基本的見解を表明したものであります。さらにこの「中間報告」は、従来わが国において、それぞれの大学の長年の努力によって築きあげられてきた管理運営のすぐれた慣行が、いかなるものであるかの概略を示し、それに照らしてなお改善を要すべき問題を各大学がその自主的努力によって解決していく上の参考たらしめようとする意図をももっておりました。

この「中間報告」に示された当協会の基本的見解は、今日においても正しいものと確信しておりますし、発表以来今日までの4年間、それが各国立大学の管理運営の改善に直接間接役立ったことも少なくありません。ただ、この「中間報告」は何分にも緊迫した事情の中でとり急ぎとりまとめられたものでありましたから、充分な説明を欠く点があったばかりでなく、単科大学の事情等にもふれることができませんでした。また、教養課程、大学院、附置研究所等、今日の大学に

とって重要な機関の管理運営上の問題や、大学の財政および事務機構などのもつ意義については ほとんど立ちいることができませんでした。本意見書は、これらの欠陥を補うとともに、その後 公表された各方面の意見をも充分参考にしつつ、当協会の見解をいっそう完全なものたらしめよ うとするものであります。本意見書が、今日漸く公表されるはこびになりましたのは、その内容 が大学の管理についての根本問題にふれる点が多く、その検討においても慎重の上にも慎重を期 する必要があったからであります。

このような本意見書の成立の経緯からして、この意見書は、本来各国立大学がたがいにその管理運営の実情をふりかえり、協力して今後の改善を図るための問題点の指摘であり、したがって、はじめから限定された問題を一定の視点から採りあげていることは、大方のご了承をえておかなければならない点であります。なかんずく、つぎの諸点は当協会の今後の検討にまつべきものと考え、この意見書においては採りあげておりません。すなわち、

第1に、今日とくに大学自体においても、また世間一般においても、大学の問題として採りあげられているのは、いわば大学の未来像とでもいうべきものであります。たしかに一方において学問のいちじるしい進展を迎え、他方において大学生の急増に対処しなければならないわが国の実情からいって、大学の研究と教育のあり方が、今日大きな転機にさしかかっていることは否定できないように思われます。当協会も、これに応ずる大学の将来のあり方を絶えず研究し検討しておりますが、今日まだそれを裏付ける条件について充分な見とおしをもち難い状況にありますので、今回の意見書においては、多くの点を将来の研究課題にのこさざるをえませんでした。学部と附置研究所との関係、大学院の運営、さらに大学の規模などについても、将来大学の役割なり性格なりが変化していくのに応じて、再検討を要すべき点が多々ありますが、今日まだそれらについて決定的な意見をかためうる段階には来ておりませんし、かりに将来大学の大幅な転換が要求されるにしても、その前提として現在の国立大学がその管理運営について真に確乎たる体制をととのえておくことは不可欠のことであります。

第2に、本意見書で採りあげられておりますのは、主として大学の管理運営についての、制度であり、そのたてまえであります。このような制度のうえに立って、具体的にどのような運営がおこなわれるべきかについては、各大学の伝統と慣行もあり、また新たな検討と工夫にまたなければならない点も多々あることは申すまでもありません。たとえば、右に述べたさまざまの新しい問題にたいして大学が対処していくにあたっても、当面は本意見書に述べられているような制度の上に立って、学長・評議会・学部長・教授会等の機関が、いかに弾力的に大学を運営してい

くかについて, それぞれの大学が積極的な工夫と努力とを積み重ねていくことがまず必要であります。

第3に、本意見書では、学生の厚生補導や学生の自治の位置づけ等については立ちいって述べられておりません。これらが今日の大学にとってまことに大きな問題であることは申すまでもありません。しかしながら、これは大学の管理運営の制度やたてまえの問題とはおのずから別個の取扱いを必要といたしますので、当協会としても目下別途これらの検討に全力をあげております。

大学の管理運営の体制は、今日充分整備されているとは遺憾ながらいいえない状態にありますが、各国立大学は、相協力していっそうその体制をととのえ、大学の負う大きな使命にこたえるべく努力を重ねていく決意を新たにしておりますので、大学の自治の重要さとその上に立った大学の健全な発展とにたいし、大方の理解と援助とを希望してやみません。

昭和41年6月23日

国立大学協会 会長 大河内 一男

大学の管理運営に関する意見

目 次

¥ ;	Ż	がき			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	••••••	•••••	•••••	(11)
第1章	좎	大学自	治の本	質		•••••	••••••			•••••	(13)
第2章	江	文部大	た臣の権	限	••••••	•••••••	•••••	••••••	•••••	••••••	(20)
第3章	<u>Ř</u>	人		\$ ······		•••••••	•••••	•••••••			(28)
第43	群	学!) 機	舆	******	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••••	••••••			(38)
第5章	ř	教金	企 課	程				•••••			(54)
第6	ijĹ	単科力	大学およ	び分校・	•••••	•••••	••••••	••••••		••••••	(57
第7:	ïĽ	大	学	院		••••••	••••••	•••••			(61)
第8	ij	附置	矿 究	77f		•••••					(64)
第9:	〕	財政才	っよび事	務機構…			••••••	•••••	•••••	••••••	(67,
第10:	Ü	国立ス	大学協会	の役割…			•••••	•••••			(71)

大学の管理運営に関する意見

ま え が き

昭和37年春、いわゆる国立大学の管理運営問題が政治問題としてとりあげられるにいたったが、 これに対して国立大学協会は、昭和37年9月『大学の管理運営に関する中間報告』をとりまとめ て公表するとともに、大学の管理運営問題については慎重な検討と取り扱いが必要であり、した がって、その管理運営について、早急な法制化を試みることには反対であるとの態度を堅持し、 これを政府をはじめ各方面に繰り返し要望した。また、国立諸大学も同様の要望をそれぞれに表 明した。他方政府は昭和38年1月,中央教育審議会の『大学教育の改善について』の答申を得た のち、『国立大学運営法案』および『国立大学運営法の施行に伴う教育公務員特例法等の一部を 改正する法律案』を用意して、国会提出の準備を進めたが、幸いにして上記の要望を受け入れ、 法案の国会提出は見送られるにいたった。このことは,大学の管理運営の観点からみて,適切な 措置であったというべきである。しかし、国立大学の管理運営問題がこれで片づいたわけではな い。政府の動きはともかくとして,国立大学の管理運営には多くの問題が残されているので,それ に対しては大学側が根本的に検討し、改善すべき点は速かに改めるよう努めなければならない。 いうまでもなく, このような改善は, 単なる法令の改正なり制定なりによって達成できるものでは なく、大学側の自主的な改善にまつことが、もっとも賢明であり、効果的な方法であるからである。 当協会は、このような見地に立って、かねてから大学の管理運営に関して検討を重ねてきた。そ の暫定的な結論が、第25回総会の決定を経て発表された上記『中間報告』である。この『中間報 告』は、この問題に関する当協会の見解を整理し,大学の管理運営について,各国立大学が改善を 図るさいに参考とすべき基準を示したものであって、当時の段階においては各国立大学の総意を 結集したものであった。しかし, 何分にも当時, この問題が政治問題として喧しく論じられていた

その後、この問題に刺戟されて、各大学や大学関係者の間においてだけではなく、広く学界で

なかで、早急に態度決定に迫られていたために、なお、充分な検討を尽していない点があったこ

とはやむをえないことであった。

も論壇でも、大学に関する論證がきわめて多く発表された。それが大学についての認識を深め、 大学管理運営問題の所在を明らかにするうえで、相当の意義のあったことはいうまでもない。

当協会は、前記『中間報告』にもとづいて昭和38年2月に設置された「大学運営協議会」が中心になって、このような諸論議を考慮にいれつつ、大学の管理運営の在り方についてさらに検討を重ねてきた。その結果、この程一応の結論を得たので、さきの『中間報告』を補充するものとしてここに意見書を作成し、公表することとした。ここに述べられる意見は、さきの『中間報告』を前提としたものであるから、『中間報告』ですでに詳論され、かつ、修正を必要としない部分についてはできるだけ重複を避けてある。したがって、この意見書は、『中間報告』とあわせて一体をなすものである。

なお、大学の管理運営は、国公私立大学および短期大学それぞれ事情は必ずしも同一でない。 したがって、この意見書は、主として国立大学の管理運営について述べることとした。

第1章 大学自治の本質

1. 「大学の自治」が、今日なにゆえに公認されているか、また、その尊重と確保とが、なにゆえ要求されなければならないかについては、憲法および教育基本法のなかに明示されているといってよいが、より具体的には、すでに前記『中間報告』の「まえがき」において一応尽されているので、とくに重要な点を引用するにとどめる。

「憲法に『学問の自由』を保障しているのは、学問とその進歩が人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にとって、重大な使命を果すものであるからである。学問の進歩のためには、その研究が、外部の政治的、経済的、社会的、宗教的な勢力によって干渉されることなく、自由に行なわれるように保障されなければならない。『大学の自治』は、この意味での『学問の自由』の当然の帰結であり、その具体的表現として認めらるべきものである。長い歴史の発展の過程において、『学問の自由』特に『大学の自治』が学問の進歩発達をもたらし、人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にいかに大きく貢献をしてきたかについては、今更ここに述べるまでもない。

かような意味での『学問の自由』を守り、『大学の自治』を確保するためには、大学の学長、 教授その他の教員の任免等の人事権をはじめとして、研究と教育を中心とする大学の管理権が、 大学に確保されることが不可欠の要件といわなければならない。この要件がととのえられて、は じめて大学がその本来の使命を適切に果すことを期待し得るのである。」

すなわちこれは、大学の使命は、基本的には学問の研究と教育とにあるという立場をもとにしている。このような考え方は、わが国においては、伝統的に認められてきたものであって、法制的にも公認された考え方である(学校教育法第52条)。そのうえに立って、ここでは、学問の健全なる発達のためにはその研究が、外部の諸勢力の干渉を受けてはならないことが説かれ、それを大学において具体的に保障するものが、人事権をはじめ研究と教育の管理を、大学が自主的におこなう体制であることが明らかにされているのである。

「大学の自治」は、もともと上のような意味において、わが国においても社会的に認められ、かつ尊重されてきたものであるから、それが限定された内容のものであることはいうまでもない。また、大学には、そういう自治が認められるだけに、反面それに伴う重大な責務があることもいうまでもない。『中間報告』がその点を次のように指摘しているのは、きわめて当然のことである。

「『大学の自治』は、あくまでも尊重され、確保されなければならないが、その反面において、大学はその管理運営についての責任の重大さを自覚し、大学を設置した社会・国家の信頼と期待にこたえて、その使命をじゅうぶんに果すように努めなければならない。『大学の自治』は絶対無限のものであるかのごとくに誤解されてはならない。『大学の自治』は、元来、学問の研究・教育の自由を保障することによって、学問の進歩発達に貢献させることを究極の目的とするものであり、それとの関連において、人事権等の自主性が保障されたものであって、そこに自治とともに、また、その限界の存することを銘記しなければならない。大学自治の原則の実施にあたり、大学の判断と活動が、広く社会から、その権威を認められ、信頼を受けるためには、大学自治の名をかりて、これを濫用することのないよう自戒することが必要である。」

2. 大学の本質的使命,大学自治の内容とその限界,および大学の管理運営に関する大学の黄 任についての,以上のような『中間報告』の見解は、今日においてもいささかも変更を加える必 要がない。

しかし、『中間報告』発表後において、とくに中央教育審議会の『答申』(以下『答申』という)を中心として、大学の使命なり、大学自治の本質なりについて、当協会の見解とやや趣きを異にすると思われるような主張が現われ、この考え方が、ある程度社会にもおこなわれ、政府の考え方のなかにも取り入れられようとした。したがって、当協会の見解をさらに敷衍する意味で、このような主張を検討し、それに対する当協会の見解を明らかにしておくことも必要であろう。

3. そのひとつは、大学の目的を「髙等教育機関」たることに重点をおいて理解しようとする 見解である。たとえば、『答申』は、大学の目的、性格について次のように述べている。

「大学は、一方では、激しい国際競争に対処し、絶えざる社会の進歩の要求にこたえて、高度の学術研究を行ない、わが国の文化の維持向上に寄与するという、その伝統的使命を保持するとともに、他面では、民主社会の発展に伴う教育民主化の要望にこたえて、広い階層の人々に高い職業教育と市民的教養を与えるという新たな重要な任務を果たさなければならない」と。 こういう認識に立って、この『答申』は、「高等教育機関」として、大学院大学、大学、短期大学、高等専門学校、芸術大学をあげ、これらを「高等教育機関」の種別として取り扱っている。

この『答申』は、一方で、大学院大学および大学については、髙度の学術研究をおこなうこと をその使命としてあげながら、他方、そこでは研究と教育とが本来一体をなしている点に触れる ことなく、教育の面から高い職業教育と市民的教養を目的とすることをのみ強調するので、大学教育を他の教育機関における教育と同質のものとして位置づけようとしているかのような誤解を招くおそれがある。したがって、大学教育は他の教育機関の場合と異なり、研究と教育とが一体化しているところにその本質があり、特殊性があることをここで明確にしておく必要がある。

- 4. 大学教育が研究と教育との一体化をもって特徴とするということは、もちろんいろいろな 側面をもっている。しかし、ここではとくに次の二つの点を指摘しておきたい。すなわち、
 - (D) 大学における教育は、その研究を通じての教育である。すなわち、大学は単なる教育機関ではなく、高度な学術研究をそのひとつの使命としているが、他面それは単なる研究機関ではなく、その研究を通じて教育をおこなうところに特色がある。 このように研究にもとづいて教育がおこなわれるということは、これをより具体的にいえば、次の二つの側面にその特色をもつといえよう。すなわち第1に、ここでは、単に既成の学説なり知識なりが学生に対して教授されるだけではない。むしろ、大学における研究によって、まさに解明されつつある新しい知識が教授されるところに、大学教育の精髄がある。したがって、第2に、その教育は既成の観念、知識、学説等に対しては当然に批判的でなければならないと同時に、それは現に教授されつつある研究成果についても、これを絶対的な真理として学生に教授するものではない。いいかえれば、その成果はなお疑い得るものであることを前提としており、ある結論が結論として権威づけられるのではなく、その結論にいたる研究過程が、ともに教育されることによって、真理に近づく途を学生に体得させることが大学教育である。大学教授が、教育者であるとともに、研究者でなければならない理由はここにある。
 - ② 以上述べた大学教育の特殊性から、当然ここでは、学生もまた、単に受動的に教育を受けるものではなく、同時に、みずから研究的精神をもって研鑚に努めるものであることを要求される。原則として、わずか4年間の修業期間であるとはいえ、その間に学生は、主体的に研究的精神に触れ、研究の方法を学ぶことによって、将来、高い職業的地位をもち、優れた市民になる素地を与えられるのであって、けっして、知識を知識として注入されるにとどまってはならない。大学は「学ぶことを学ぶ」場だといわれるゆえんもここにある。

以上のような大学教育の本質と特殊性からいって、もし、研究には「学問の自由」が必要であり、 「大学の自治」が尊重されなければならないとしても、教育機関としての大学には、おのずから 他の諸学校と同様の規制を必要とするという意見があるとすれば、それは大学教育の本質を理解 しないものといわざるをえない。

念のためつけ加えておけば、かかる大学教育の本質は、けっして大学の、いわゆる専門教育にかぎられることではない。今日わが国の大学には、一般教育が大幅に取り入れられているが、それも大学教育の一環である以上、研究的教育でなければならないのであり、また、そうでなければ、真の教養を与える役割は果たし得ないことになるであろう。

5. 大学教育について、さらに検討を要することは、大学の性格、機能のなかで「社会制度としての大学」の使命についての考え方である。この「社会制度としての大学」については、さきの『答申』は、大学教育が「広い階層の人々に高い職業教育と市民的教養を与えるという」任務をもつことによって、大学は「社会制度としての大学」の性格をもつ、としている。そして、このような教育を担当することによって、「大学の目的・使命と国家・社会の要請との関連がいよいよ密接になりつつある」とも述べている。

また、同時に『答申』は、大学は国家・社会の要請に応じなければならないものであり、その点で国家・社会との連繋を深めるべきことを強調している。すなわち、「大学が社会制度としての性格をもつことにかんがみ、大学は国家・社会との連けいを深めることによって、ややもすれば陥りやすいその閉鎖性を排除することが望ましい。また、このことによって大学は地域社会をはじめ関連する社会の発展に寄与すべきであろう」というのは、この趣旨に出ずるものであろう。さらに、このことから、学外者を加えた機関を必要に応じて設け、「公開講座等の大学の拡張、産業経済界と大学との連けい、教育の向上および文化の発展等に関し、大学と地域社会とがその協力関係を進めるため相互に意見を交換する機関とする」という構想も生ずるのである。したがって、このことから判断すれば、「社会制度としての大学」というのは、ただ「広い階層の人々に高い職業教育と市民的教養」を与えるような教育をおこなう大学というだけではなく、研究、教育の両面を通じて、国家・社会の要請に応える面をもつ大学ということになる。いいかえれば、大学は学問に奉仕するだけでなく、社会的必要にも奉仕しなければならないという主張を背景にもちつつ「社会制度としての大学」ということがいわれているのであろう。

6. 大学も社会の一部であり、とくに国立大学は、国民の負担によって設立されているのであるから、それが社会・国家に奉仕しなければならないことは、きわめて当然のことである。だが、大学は学問の研究とその教授を本来の目的としているのであるから、大学がこの目的を正しく追

求するならば、それによって社会・国家の要請によく応えたことになるはずである。しかも、この学問の研究と教育は外部の政治的・経済的・社会的・宗教的な勢力によって干渉されることなく、自由におこなわれるとき、もっともよくその使命を達成し得る。その意味で、大学に「大学の自治」が確保されるとき、はじめて、それは社会・国家の要請によく応え、それによく奉仕できるといわなければならない。

しかし、もし「社会制度としての大学」という考え方が、ただこのような基本的な関係を確認するだけでなく、さらに、大学の目的のひとつとして、大学の研究なり教育なりが、時々の社会的要求と結びつき、直接それに応ずるものであることをあげ、より実用的な研究なり教育なりを大学に期待するものであるならば、それについて、さらに検討することが必要になる。

まず、もっとも基本的な問題として、このような、直接的・具体的な社会的必要は、しばしば、 とらえがたいものだということが注意されなければならない。大学に対する社会の要求は、さま ざまの分野から、それぞれ違った形で提起されるであろうし、ときにはまったく相反する要求が でてくるかもしれない。そのいずれが、真の社会的必要であるかは、簡単には決定できないし、 だいいち、長期の努力の積み重ねがなければ成果をあげ得ない研究や教育が、そういう時々の要 求に動かされていたのでは、かえって何の効果もあげ得ない結果になるおそれがある。

もちろん、大学が、このようなさまざまの社会的要求に無関心であっていいというのではない。 学問は、けっして学問自体のためにあるのではなく、窮極的には、人類の福祉、社会の進歩のために存在するものである。したがって、学問の研究は、もちろん、その過程においては、純粋に学問上の要求を追求していかなければならないとしても、最終的には社会の要求に無関心ではありえない。しかし、この場合の社会的要求というのは、けっして、その時々に、種々な利害関係の上に立って提起される、さまざまの具体的な要求ではない。その背後にある、より長期的な視野をもち、人類の永遠の福祉までを見通した、いわば「歴史の要求」でなければならない。

種々錯綜した具体的な要求のなかで、何が「歴史の要求」であるかを判断することは、もちろん何人にも完全にはできないことであるし、大学もそれを常に的確に判断し得るとはかぎらない。 しかし、自然と社会について、もっとも深く高い水準の知識をもち、かつ、その研究を使命としている大学が、その点について、もっとも客観的な判断をくだし得る立場にあることは認められなければならない。

要するに、大学はこのような社会的必要ないし要求に対して、常に旺盛な関心をもたなければならないし、また、それに謙虚に耳を傾けなければならないことはいうまでもないが、そこから

何を汲みとりつつ、みずからの研究・教育の方向を定めるかは、大学の自主的判断に任せるより ほか方法はない。

- 7. さらに、このような社会的必要ないし要求のみが、あまりに強調される場合には、次の二つの弊事がそれに伴うことも、充分注目しておく必要があろう。すなわち、
 - ① かかる社会的要求は、ある研究なり教育なりを、積極的におこなうようにという形でのみ提起されるとはかぎらない。まったく同じ資格において、ある研究なり教育なりを禁止し排除すべしという形の要求も提起され得るであろう。しかし、後者のような要求が大学に向けられることは、多くの場合前者以上に大学にとって障碍となることである。けだしそれは、社会的要求の名のもとに、「学問の自由」を束縛し、真理の闡明を妨げるおそれが大きいからである。そしてそれは学問全体の進歩を決定的に妨げるばかりでなく、結局は人類の福祉、社会の発展のためにも役立たないことになるであろう。
 - (2) 社会的要求が、自然科学なり、技術なりの研究に対して向けられる場合にも、自然科学や技術の研究成果が、たとえば、直接軍事的目的に利用されるようなことについては充分注意しなければならない。しかし、とくに、社会科学や人文科学の分野になると、かかる社会的要求は、単に技術的な知識に対する要求にとどまらず、しばしば強い政治的内容をもった要求としてあらわれてくる。国家の活動の場がいちじるしく拡大され、政治の役割が大きくなっている現在においては、その可能性もいよいよ大きくなっているといえよう。しかし、こういう政治的要求に大学の研究なり教育なりが動かされることは、単に、学問・教育の中立性が侵されるというだけのことではない。大学自体は、それによって政治的紛争にまきこまれ、学問研究と教育の場としての機能は麻痺され、政治もまたそれによって客観的批判を受ける機会を削減されることになる。それは、いずれにとっても望ましい結果とはいえない。
- 8. 以上のように考えるならば、「社会制度としての大学」についても、「大学の自治」がまず尊重され、確保されなければならないことは明らかである。大学が、いたずらに閉鎖的であり、「象牙の塔」として社会から孤立していてはならないことはいうまでもないが、大学が社会的必要に応じ、社会・国家に率仕する途は、大学がその自主的判断にもとづいて、「歴史の要求」に応えるべく努力する以外にはあり得ない。大学をあまりに実用的に考え、直接の社会的要求に応ぜしめようとすること、とくに、それについて制度的な途を開くことは、かえって大学の真の活動

を麻痺せしめ、社会・国家に対しても損失を招くことになる。したがって、「社会制度としての 大学」について考える場合、この点を充分に考慮し、検討する必要がある。

9. 以上は、さきの『中間報告』発表後に主張されるにいたった意見を中心に、「大学の自治」の本質について、当協会としての見解を述べたものである。大学もまた、時代とともに歩むべきものである。したがって、大学が歴史のなかでいかなる使命を果たすべきかについては、当協会も、各大学も、今後ともたえず検討と反省とを積み重ねていくことが必要である。ただ、現在「社会制度としての大学」の立場について種々の見解が提起されているが、今日までのわが国の大学の伝統と実情からみて、当協会は『中間報告』の基本的な見解を修正する必要はないという結論に到達した。

以下この基本的な見解に立ちつつ細目について述べることにする。

第2章 文部大臣の権限

1. さきにも述べたように、昭和37年の春から、いわゆる国立大学の管理運営問題が、大きな政治問題としてとりあげられるようになったのであるが、そこで問題となった多くの論点のうちで、もっとも重要なものとして、はげしい論議の対象とされたのは、国立大学の学長・学部長・研究所長・教員等の任命について、文部大臣がいわゆる拒否権をもつかどうかという問題であって、これが、大学管理問題の焦点ともいえるものであった。この点を、はじめて公式にとりあげたとみられるのは、昭和37年6月に広く伝えられた中央教育審議会の『大学の管理運営について』の原案といわれるものである。そこでは、中央に、高等教育機関の計画的設置ならびに大学における教育・研究に関する基本的方策について審議する機関を新たに設けることが提案されるとともに、文部大臣は、大学から申出のあった学長・学部長・研究所長・教員等の候補者が、いちじるしく不適当であると認めた場合、この中央の機関に諮って大学に差し戻し、その再選考を求めることができるようにすることが考えられていた。

このように、大学における人事に対して文部大臣に介入の権限を認める理由は、そこでは明らかにされていなかったが、文部大臣の任命権が単に形式的なものにとどまるのであっては、その資任を負うことができないし、法的にみても任命権には当然に拒否権をふくむと解すべきであること、学内の対立により学長・学部長・研究所長・教員等に適任者が得られなかったり、人事が長くとどこおったりすることのないよう、それを打開する途を講ずる必要のあること、および拒否権はその性質上例外的にのみ行使されるとしても、それを制度化しておく必要があり、また、それによって、かえってその権限の濫用が防止できることなどが、その主要な理由であったと考えられる。

しかし、大学における人事が大学の自主的決定によっておこなわれることは、「大学の自治」の核心をなすものであり、わが国においても多年の假行によって支持されてきたものであるから、上のような、文部大臣に拒否権を認める途を開く試みに対して、はげしい反論が加えられたのは当然のことである。昭和37年7月9日に提出された、文部省の大学管理運営改善協議会の報告書も「学長の任命について文部大臣がまったく実質上の責任を負わないでよいか」という点を、検討すべき問題としてとりあげながら、この点では「一致した結論は得られなかった」としている。この点に関して当協会は、すでに『中間報告』において慎重な検討の結果をまとめ、学長の任

命について、文部大臣がなんらか実質的権限を有するものとすべきだという考え方はとるべきでないとし、詳しくその理由を述べている。また、学長の任命についての考察は、学部長または教員の任命に関しても同様にあてはまるものとしているのである。『中間報告』のこの部分は、文部大臣の拒否権に対する当協会の立場を示したものであって、ここに繰り返して強調する必要があると思われるので、あらためて、これを再録することにする。

- 「① 大学が学問の研究および教育の機関としてその使命を遂行するためには、大学の自治が 必要である。大学の人事も外部からの干渉や制約を受けることなく、大学によって自主的に処理されなければならない。学長の選任に、行政機関や学外の政治的圧力が実質的に介入することは、大学の使命遂行に不当な影響を及ぼすことになろう。したがって、学長の選任については、特に大学の自主性が制度的に保障されることが大切である。
- ② 学長として、はたして、適任であるかどうかを判断することは、必ずしも容易ではない。それには、客観的に明確な尺度があるわけではないからである。かりに、その判断を大学以外の機関がすることにしても、それによって適任者を得る保障はないのみならず、かえって、それは政治的判断に流れるおそれがある。むしろ、学長の選定を大学の公正な選挙に委ねることが、結局において、適任者を得るゆえんであり、それはまた全学の信頼と納得に基づいて、大学の管理運営を円滑にさせることになるであろう。
- ② 国立大学は、一般の行政機関と異なり、研究と教育の機関であり、大学自治の根本精神に 照らし、研究と教育ならびにこれと密接につながる教員人事については、あくまでその自主性 が尊重されなければならない。したがって、一般の行政機関の場合と同様な行政上の責任体制 をとろうとすることは誤りである。大学の管理運営については、大学みずからの自覚により、 国民全体に対しその責任を果すべきものである。
- (4) かりに、大学の学長選考が当を得ない場合があるとしても、それは大学側の自主的反省によって是正されるべきものであろう。これは、終局において学長の選任を妥当にさせる最良の途であり、またそのこと自体、大学の自治の本旨にそうゆえんである。
- (5) 学長の任免その他大学の教員の人事について、文部大臣になんらかの実質的権限を認めるべきであるという論に関連して、中央の機関を設置し、文部大臣の権限行使に参与させるという構想がある。しかし、いかなる手続で行なわれるものであるにせよ、大学の教員の人事に文部大臣が実質的に関与することを認めることは、大学自治の本来の趣旨にそうゆえんでないのみならず、また、実際に妥当な結果を得る途でもない。このことは、右に述べたところから明

らかである。したがって、中央機関の構想は、大学の教員の人事に関する限り、考慮の余地は ないというべきである。」

『中間報告』は、以上のように、その論拠を充分に示したのちに、「学長の任命については、 従来の慣行によって裏づけられた現行の制度を維持することが適当であり、これに変更を加える 必要は認められない」とし、したがって、学長の適任者を得ることがすべて大学の責任であるこ とを指摘するとともに、学長選考の方法の改善を図るための各大学と当協会の努力を要請してい るのである。

また、この点について、当協会は昭和37年11月15日、会長談話を公装し「学問の自由を守り、大学の自治を確保するためには、学長、教授その他の教員の人事権が実質的に大学に確保されることが不可欠の要件であること、したがってまた、大学の人事に関して文部大臣がいわゆる拒否権を有することが大学自治の根底を破るものであることは、われわれの基本的見解であります」と述べ、さきの立場を再確認している。当協会は、現在においても、この考え方を変更する必要のないことを明らかにしておきたい。なお、これに関連して、最高裁判所が昭和38年5月22日にくだした、いわゆる劇団ポポロ事件の判決のうちで、「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関してみとめられ、大学の学長、教授、その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される」と述べていることは、そのかぎりにおいて当協会と同じ見解を明らかにしたものとして注目すべきことであろう。

このように大学の学長・学部長・研究所長・教員等の選任が、大学の自主的な決定に委ねられる制度は維持されなければならないとしても、現行の制度に欠点がないわけではない。それについては、『中間報告』にもあるように、各大学および当協会が改善の方途を検討しなければならないが、その点は第3章において、具体的に検討を加えた。

2. 以上、いわゆる国立大学の管理運営問題の焦点として論じられた、文部大臣が大学の人事についてなんらか実質的権限をもつべきか否か、という点について検討を加え、当協会の従前の立場を維持すべきことを述べたのであるが、この点は、国立大学の管理運営について文部大臣がどのような権限をもつべきかという広い問題の一部である。したがって、さらに進んで文部大臣のこの広い権限の根拠は何か、その性格をどのようなものとして理解するかについて検討することが必要である。

中央教育審議会の『大学の管理運営について』の原案として報道されたものにおいては, さきに述べたように, 文部大臣は, 大学から申出のあった学長・学部長・研究所長・教員等の候補者をいちじるしく不適当と認めた場合には, 中央の機関に諮って大学に再選考を求めることができるという考え方が示されていたが, その後発表された『答申』においては, 次のように述べられている。すなわち,

「2 文部大臣の職資

文部大臣は、国立大学の設置および文教行政の総括的責任者として、大学の管理運営に関し その権限の行使にあたっては、国民に対する責任を考え、大学自治の尊重を基本として、じゅ うぶん慎重を期さなければならない」と。

ここでは、いわゆる文部大臣の拒否権にはとくに触れることなく、きわめて一般的に文部大臣の職責の行使の在り方を示すにとどまっている。この表現は抽象的であり、具体的に文部大臣がどのような権限をもつことになるのか明らかではないが、広く文部大臣が国立大学の管理運営に一般的な権限をもつことがここでも前提とされているようである。したがって、まず、このような文部大臣の権限について基本的な考え方を確定しておく必要があろう。そのことは、いわゆる拒否権をふくめて、文部大臣と国立大学との関係をめぐる諸問題を考えるうえでの根本的立場を確立することに役立つであろう。けだし、この問題は、大学内部において、どのような管理運営をおこなうべきかという「内部管理」の問題に対して、大学の「外部管理」の問題の核心をなすものであり、大学に対する外部からの介入の問題であるだけに、大学の自治とかかわりの深い、きわめて重要な問題と考えられるからである。

文部大臣が国立大学に対し、広く一般的な管理権をもつ論拠として考えられるものに二つの点がある。さきにあげた『答申』が「文部大臣は、国立大学の設置および文教行政の総括的責任者として」その権限をもつとしているのは、その二つを示したものである。すなわち、

その第1は、文部大臣は、国の文教行政に最終の責任をもつものとして、国立大学をその管理のもとにおくという考え方である。たしかに、文部大臣は国の文教行政一般に管轄権をもち、したがって、大学に対しても一種の監督的権限をもっているということはできよう。たとえば、大学についての設置基準を定めるごとき権限がそれである(学校教育法第3条参照)。国立大学の場合、国立学校の一種として「文部大臣の所轄に属する」(国立学校設置法第1条第2項)とされているのも、その趣旨を示すものである。しかし、この種の文部大臣の権限は、広く文教行政の一般的な責任から生ずるものであって、国立大学のみならず、公私立の大学にも同様に及ぶもので

ある(学校教育法第64条参照)。それは結局,国の事務管轄の所在を抽象的に示すにとどまるものであって,そこから具体的に文部大臣がどのような権限を有するかが,一義的に規定されるものではない。いいかえれば,文部大臣が文教行政の責任者として大学に対して一種の監督権をもつとしても,その権限の内容までもそこから根拠づけることはできないのである。しかも,法律が「所轄」という言葉を用いていることも,一般の行政事務の管轄のうちでは,権限の関与の程度が弱いものであることを意味する。したがって,さらに実質的な根拠をあげることなく,このことだけを理由にして,文部大臣の権限を強く認めることはできないのである。

なお、文部省設置法第5条第1項第18号は、文部省の権限のひとつとして「大学、高等専門学校、研究機関その他の教育、学術または文化に関する機関に対し、その運営に関して指導と助言を与えること」をあげている。しかし、文部省設置法は、本来行政機関としての文部省の所掌事務の範囲ならびに権限を一般的に定めたものにとどまり、上記の規定から当然に大学等に対する権限の具体的な内容が定まるわけではない。現に同条第2項は、「法律に別段の定めがある場合を除いては、行政上および運営上の監督を行なわないものとする。」と定めている。

第2は、国立大学の設置の総括的責任者としての文部大臣の権限である。すなわち、国立大学は、学校教育法にいう国の設置する学校に属するものであるが、同法第5条によれば「学校の設置者は、その設置する学校を管理」することになっており、この設置者としての国の事務を主任の大臣として管理するのは文部大臣であることを根拠にする意見である。この設置者としての文部大臣の責任と権限とは、もとより公立、私立の学校に関するものではなく、国立の学校についてのみ問題となるものであるし、また管理権としてかなり具体的であるといえよう。しかし、同条にいう設置者の管理権は、もともとすべての学校に関する一般的なものであって、大学の管理に関する具体的な内容を規定したものとは解釈できない。むしろ、同条の解釈としては、国立大学に対する管理権の内容は、同じ設置者の権限であるとはいえ、大学の本質とその特殊性に鑑みれば当然に他の学校に対する管理権の内容と同一のものであるとはいえないということになろう。したがって、この場合も文部大臣の国立大学の管理権の根拠としては、さらに実質的な点について考えてみる必要がある。

まず、実質的な論拠と考えられるのは、民主的な責任行政の原理である。すなわち、およそ民主制のもとにおいては、行政は国民の意思にもとづいておこなわれ、国民はいっさいの行政について責任を追求できる手段が存在しなければならない。そして、日本国憲法の採用する議院内閣制にあっては、行政権は終局的には内閣に帰属し、内閣は、一方で、いっさいの行政に関して、

国民を代表する国会に責任を負うとともに、他方で、この責任を果たすために、いっさいの行政機関の行為に対する指揮監督権を与えられているのである。内閣の権限のおよばないことがらを認めることは、一般的にいって、国民に責任を負わない国家作用の存在を承認することになる。国立大学は、国の文化水準と深く関係をもち、将来の国家に必要な人材を養成するために、国民の意思にもとづき、国民の財政的負担において設置されている重要な国家機関であり、その管理運営について、内閣とくに当面の責任者である文部大臣の権限が否定されることは、民主的な責任行政の原則に反するものである。——およそ以上のような主張が、実質的な根拠として、文部大臣の権限を支持するものである。

しかし、このような論旨は、次に述べるような理由により正当なものとはいい得ない。すなわち、 上の民主的責任行政の主張は,通常の行政過程においては納得できるものであるが,それは,大 学の本質からみて、そのまま妥当する考え方とは思われない。むしろ、国家と学問の研究および 教育との関係、政府と大学との関係を律する場合には、適当な修正を必要とするというべきであ ろう。このことは、すでに文部大臣のいわゆる拒否権を認め得ない理由として、当協会 が明ら かにしたところと重複するが、本来、大学が学問研究とその教授とを使命としているという本 質にもとづくものである。すなわち、およそ国民が国立大学を設置している目的は、この大学の 本質的機能が充分に果たされ、国民がその利益を享受せんがためであって、そのような目的を実現 するためには、まさに行政一般の責任原理をそのまま適用することはできない。 とくに、学問の研 究と教育の方法および内容,ならびにそれと密接につながる教員の人事については,通常の大臣 **責任制の適用をさし控え、その結果として大学の機能が高度に発揮されることが、国立大学を設** けた国民の意思に合致するとみるべきであり、それこそまさに、憲法にいり「学問の自由」の保 障の要請であるといわなければならないのである。しかも、このことは、大学の本質にもとづく ものであるから、世界の民主制国家において等しく承認を受けている原則であるとともに、それ は、大学の設置者が誰であるかにかかわりのない原則でもある。国が大学の設置者たる場合にも、 その管理権が、大学の本質にもとづく領域のうちにたちいることなく、それを大学の自主性と責任 とに委ねることによって、国民の意思にそうことができ、また国の責任を果たすこともできると 考えるべきであろう。

なお、同じ国民主権という点に基礎をおく考え方として、憲法第15条第1項により、国民が公務 員を選定罷免する固有の権利をもつことを根拠にし、公務員である国立大学の教官人事について 文部大臣が介入できるという議論がある。しかし、この点も、憲法の規定は一般的な公務員の人事 の在り方を定めるものであり、具体的な人事の方式は当然公務員の性格によって異なる。また、 学問の自由を基礎におく前述の考え方から、大学教員の人事について文部大臣の実質的権限を排 除しても、それが民主制の一般的たてまえを述べた憲法の規定に反するものでないことはいうま でもない。

最後に、国は国立大学の設置者として、その財政を負担しており(学校教育法第5条)、その費用は、納税者である国民の負担に帰していることから、文部大臣の管理権を理由づける考え方もありえよう。たしかに、財政負担者としての国は、その限度で国民に責任を負っているのであり、それに応じた権限をもつのは当然のことと考えられる。しかし、それは、財政に関する面にかぎられるべきである。また、わが国の国立大学制度のもとでは、一般の財政制度、予算制度、会計制度とほとんど変りのないものが適用されており(国立大学特別会計制度も一般の制度と本質的な差異はない)、むしろ大学の自主性が認められていないのが現状である。このことが実質的に大学の自治を制限する意味をもつおそれもなくはない。したがって、学問の自由の確保のために、大学の財政的自主性を拡大し、研究と教育のための物的条件について政府から受ける制約を減少させる必要のあることは第9章で述べるとおりであるが、反対に財政的領域を超えて、国の監督権を強化する論拠として国が財政負担者であることを強調することは妥当とはいえない。

近時、大学の研究と教育とには、ますます多額の経費を必要とするにいたり、そのために、大学の設置者のいかんを問わず、それが国の負担に依存することが多くなるのは、世界諸国に共通してみられる現象である。いずれの国でも、大学財政の安定のように、国が責任をとり得る領域において、積極的にその支持が拡大されているということができる。たとえば、伝統的に私立大学による研究と教育とを基本としているイギリスにおいても、大学はその経費の大部分を国費でまかなっている状態である。しかし、これらの諸国においても、国が責任をとるべきではない領域とされている研究と教育および教員人事については、あげて、大学の権限と責任に任せているといっていい。そしてそれはけっして民主的行政の原理に反するものとは考えられていない。

イギリスにおいても、多額の大学補助金の会計経理に関して、むしろ国民の代表である議会の 統制権が排除されている事実は、財政における自主性が、大学の使命の遂行といかに密接に結び ついているかを示すものとして注目に値するといえよう。

このように考えると、文部大臣が、文教行政の責任者であり、国が大学を設置し、その財政を 負担しているとしても、大学固有の使命に属することがらについては、文部大臣は管理権をもつ ことなく、これを大学の責任において処理せしめるという制度は、けっして、議院内閣制あるい は民主的責任行政の原理に反するものではなく, むしろ学問の自由の保障という原理にそうものというべきである。

1. 大学の自治を確保するためには、学長・学部長・研究所長・教員等の任免が大学の自主的決定に委ねられなければならないこと、また、この点はわが国でも多年にわたる慣行として支持されてきたものであることは、いまさらいうまでもないことである。さらに、第2章で述べたように、文部大臣が、拒否権等何らかの形で実質的な権限を大学の人事に対してもつことが、国立大学の設置者および文教行政の総括的責任者としての国ないし文部大臣の責務であるという考え方やそれにもとづく制度あるいは慣行を認めるならば、かえって、学問の研究および教育という大学の本質的機能が時々の政治的判断によって恣に侵されるおそれが生じ、大学が本来の使命を達成することが不可能になるのであって、それもあらためて繰り返すまでもないことである。

したがって、ここでは人事が大学の自主的決定に委ねられることは当然のこととして、大学が それを運用するさいとくに考慮されなければならない諸点をより具体的に検討することにする。

2. 学長の選考

- (1) 『中間報告』は、学長の選考は従来慣行により、例外なく選挙によっておこなわれているが、これは現行の法規(教育公務員特例法第4条、第25条第1項第1号および第2号)に即しているばかりでなく、学長選考の方法として、もっとも適当と考えられるとして、その維持を主張している。この基本的態度は、今日なんら変更を加える必要はない。もっともこの点は『答申』も、文部省の用意した「国立大学運営法の施行に伴う教育公務員特例法等の一部を改正する法律案中の教育公務員特例法改正案」(以下「特例法改正案」という)も、基本的には承認していることである。
- ② しかしながら、大学の自治の本質からいって、なにゆえに学長選考について、選挙による 制度が堅持されなければならないかについては、『中間報告』でもすでに明らかにされてい るが、なおその理由について多少の検討を加えておこう。すなわち、第1の理由は、いうま でもなく、大学の自治の本質からくるものである。すでに、第1章において明らかにしたよ うに、大学における学問の研究と教育は、それが外部の政治的・経済的・社会的・宗教的な 干渉を受けるおそれが絶対にないことを保障されなければならない性質のものである。その ことを具体的に実現するためには、まず、大学の最高の責任者であり、統轄者である学長が、

大学における研究と教育の責任者である教員の総意にもとづいて選考される必要がある。も し学長がこのような手続きによらないで任命されるようなことになれば、大学の研究・教育 が、外部の勢力によって左右されるおそれがきわめて大きいといわなければならない。欧米 の大学においては、また、わが国でも私学の場合には、学長が選挙によらないで選考される 例がすくなくない。それにはそれぞれの理由があることであろうが、すくなくとも、選挙に よるという伝統をもつわが国の国立大学においては、これを維持すべきである。

第2の理由は、のちにさらに触れるように、大学の学長が、通常の行政機関の長のように、法令にもとづく権限によって大学の運営にあたれば足りるものではない点にある。もちろん、法令上学長は大学の代表者であり、統轄者であるが、学長の専決事項に属するものは、研究と教育に直接かかわりのない行財政上の事項にかぎられ、大学の本来の使命たる研究と教育の運営而においては、学長は専決権をもたないという慣行が維持されてきている。世上では、この点をとりあげて、学長の権限が不明確であることは、責任をあいまいならしめるものであるから、法令によりそれを明確にし、強化すべきであるという議論もおこなわれている。しかし、学問の研究と教育は、本来大学の教員がその学問的信念と教育者としての良心にもとづいて、自主的におこなうべきものであり、学長が法令上の権限にもとづいて、これに干渉を加えることは、そもそも不可能なことである。

しかし、このことはけっして、学長がただ日常の事務だけを処理していれば足り、大学の 運営に対して無力であっていいということを意味するものではない。学長は、教授会・評議 会等学内機関の総意を正しくくみとらなければならないが、同時にまた、大学がその使命遊 成において誤ることなく、常に最善の活動をなし得るよう指導し誘掖する責任を負っている。 学長のこの困難な仕事は、法令にもとづく権限のみによって処理し得るものではない。それ は大学の研究・教育に責任をもつ個々の教員の信頼と、学長の人格的識見とによって、はじ めてよく処理し得るものである。学長が選挙によって選考されなければならないのは、学長 と教員のあいだには、このような識見と信頼とにもとづく人格的関係があり、それを基調と して大学の運営がなされているという事実に根拠があるといわなければならない。

(3) 学長の選挙をいかなる手続きによっておこなうか、選挙人および学長候補者の資格をいかに定めるかは、各大学の自主的慣行に委ねるべきことである。『答申』は「評議会が複数の学長適格者を学の内外から選び、それについて学内で投票を行なう」こと、そのさい「投票者は、大学における教育研究の主たる責任者である教授とする。ただし、特に必要があるば

あいにかぎり、助教授または常勤講師を加えることができる」と定めるべきことを述べ、「特例法改正案」第4条第2項も同趣旨の規定を設けている。さらに、「特例法改正案」は、この学長適格者の選出、投票等に関する手続きは任命権者(文部大臣)の承認を必要としている(同条第3項)。 しかし、候補者をあらかじめ何人かに限定する必要があるか、また、それを評議会がおこなうか他の適当な学内機関がおこなうか等は、大学の沿革、慣習、規模等によって当然差があってしかるべきことであり、これを一律に規定しなければならない理由はない。ただし、選出、投票等の手続きは、紛議をさけるため、明文化されていることが必要である。しかし、それについてとくに文部大臣の承認を必要とする理由はない。

学長候補者を学内にかぎるか否かも、各大学の事情によって一概にはいえないことである。 長い伝統と多くの教員を擁する大学では、事実上学内から選考されることが多いであろうが、 内外を問わず広く適任者を求めるということで何ら支障はない。ただ、選挙人の 施 囲 に つ いては、すでに述べたように、大学における研究および教育の運営に直接の責任を負うものに かぎられるのが当然である。しかし、これに該当するものが、教授のみであるか、助教授・ 常勤講師をふくむか、また附置研究所の教員をふくむか等は、これも各大学の実情にもとづ いてきめられるべきことであって、一律に限定する理由はない。この意味で、「これを最も 広くする場合においても、その範囲は、教授・助教授および常勤講師に限ることが適当であ る」という『中間報告』の見解は、もっとも妥当なものといえるし、現在多くの国立大学は、 この線にそって選挙人の範囲を定めている。

なお、現在いくつかの国立大学においては、助手が教育上の負担を事実上負っている事例 がみられる。しかし、助手は教育に関係する場合にも、本来は講師以上の教員の職務を補助 するものであって、みずから講師以上の教員と同様の責任を負う地位にはない。今日、助手 がそれ以上の責任と負担を負う事例があるとすれば、それは種々の事情から生じた変則的な 事態といわなければならない。したがって、このような変則的事態の解消を図ることが先決 であって、このような措置がとられれば、助手にまで学長選挙権を及ぼしている事例につい ても、適当な解決が見出だせるであろう。

ちなみに、今日国立大学の助手の地位、職務、処遇等については、かならずしも統一された慣行がないし、その法令上の取扱いにもあいまいな点が多い。当協会も近い将来この問題に検討を加え、妥当な慣行の樹立に努力したいと考えている。

(4) 学長の任命は、現行法においても文部大臣がおこなうことになっている(教育公務員特例法

第10条,国家公務員法第55条)が、これは形式上の任命であるべきことはいうまでもない。 その点については、第2章および『中間報告』第一の二に詳しく述べられている。

3. 学部長の選考

- (D) 学部長の選考については、現行法は当該学部の教授会の議にもとづき学長がこれをおこなうことになっている(教育公務員特例法第4条,第25条第1項第1号)。『中間報告』は、「当該学部の自主性を確保するという見地から」「この制度を 改めるべき理由はない」としているが、この点についてもここでとくに変更を加える必要はない。
- (2) 第4章に述べるように、学部長は、大学自治の基礎をなす学部を統轄する責任者であるから、それが当該学部の教授会の決定にもとづいて選任されなければならないのは 当然 のことである。その場合、学部長候補者をどの範囲で選ぶか、教授会の決定はいかなる手続きによるか、そのさい教授会の構成員をどの範囲に限定するか、といった細目については、それぞれの大学のそれぞれの学部の慣行に委ねられていいことである。学部の構成、規模、伝統等は今日かなり多岐にわたっているから、これを一律に規定することはかえって不自然であり、摩擦を伴うことになるであろう。
- (3) 学部長の選考に関連して問題になることは、『答申』が「学部長については、教授会において適格者を選び、学部長がこれを学長に推薦する。学長は、それについて慎重に選考し、その結果を文部大臣に申し出る」といい、「特例法改正案」が「部局長の採用のための選考は、評議会の議を経て定める基準により学長が行なり。この場合において、当該部局に教授会があるときは、教授会の議を経て推薦された者について選考するものとする」(第4条第4項)と定めている点である。これらの考え方は、必ずしも明確とはいえないが、教授会が選定した学部長候補者に対して、学長はさらに選考を加え、場合によってはそれを拒む権限があると考えられているともいえる。

もちろん、学長は学内の機関であり、しかも上述のように全学の教員の信任を得て選ばれたものであるから、この場合、学長が実質的な選考権を行使したとしても、それは、文部大臣の拒否権の行使とは異なって、ただちに外部勢力の干渉であるとか、大学自治の侵害であるとかということにならないことは事実である。しかし同時に、学部は自治的に運営されることを本旨とするものであるから、教授会によって選定された学部長候補者に対して、学長がさらに実質的選考を加えるのは問題であるといわなければならない。

この点に関しては、上にも述べたように、学長が、全学の教員の信任と学長個人の識見と

にもとづいて大学を統轄すべきものであって、法令により権限を与えられることによって、 大学を統率するものではないという点をあらためて指摘しておく必要がある。学長の本来の 使命は、その識見と信任とにもとづいて、つねに各学部教授会との間に充分な意思の疏通を 図ることにより円滑に事を処理すべき点にあるのであって、法令上の拒否権によってその使 命の達成ができるわけのものではない。

4. 教員の選考

- (1) 教員の選考について『中間報告』は、「教授会の議に基づき、学長が選考するものとする 現行の制度(教育公務員特例法第4条、第25条第1項第1号)は維持されるべきである」 としているが、この基本的態度を変える必要は認められない。この場合、学長が教授会の推薦 したものについて実質的選考権をもつか否かは、学部長候補者の場合と同じである。学芸の 特定の専門分野について、研究者ならびに教育者としての能力と資格とを必要とされる教員 の場合、それをもっとも的確に判断し得るのは、専門を同じくし、もしくは近くするものの 組織たる教授会である。学長が、その決定をみだりに拒んだり、くつがえしたりすることが 望ましくないのは当然のことである。
- (2) 教員の選考を教授会に委ねるのがもっとも合理的であるというのは、上述のように、教員 の能力なり資格なりについて、もっとも的確な判断をなし得るものは教授会をおいて他にな いからである。

この場合、次のような疑問がしばしば出されている。すなわち、今日のように、一方では 構成の複雑な学部がふえ、他方では学問の専門分野が細分化するとともに境界領域の開発が 進んでくると、教授会も教員の選考について的確な判断をくだしうる能力を失うであろう、 ということである。たしかに、このような事情が教授会の役割を困難にしていることは、認 めなければならない。しかし、第1に、教授会は人事の選考にあたっては、もっとも専門の 近いと考えられる者をふくむ数名の教員による選考委員会を設けるのが普通であり、専門の 比較的遠い他の教員は、その委員会の判断をきき、その上で教授会の意思決定に加わるわけ である。また、この場合委員会は必要に応じて、学部外の専門家の意見を徴することも可能 である。こうした方式によって、専門の比較的遠い教員でも、一応当該候補者の能力につい て正確な知識をもち得るようになっている。第2に、教授会が教員を選考するにあたっては、 もちろん学問的業績と学者としての能力が、重大な選考の要素となっているが、同時に、当 該学部の長期的な計画にもとづき、当該地位に要求される人物の年齢、経歴、学風等を判断することや、教育者としての人格なり能力なりを判断することも、それに劣らず重要な要素である。こうした点については学部の運用にあたる教授会でなければ決定することができない。

以上の諸点を考えれば、いずれにせよ教員の選考は、実質的には当該学部の教授会に委ねられることが必要である。

(3) この場合、『答申』は、「現在一部の大学にあっては、教員の選考の範囲はややもすれば 閉鎖的になりがちであり、その昇任も安易に行なわれているなど適切を欠く場合もある」こ とを指摘し、「教員適格者を選ぶにあたっては、たとえば公募によるなど、広く人材を求め るとともに、学内外の専門家の意見を聞くなどの方法を用い」ることを勧奨している。「特 例法改正案」(第4条第6項)もほぼ同趣旨であって、「教員適格者の推薦に当っては、希望 者を公募し、又は専門の学識を有する者の意見を聞く等広く人材を求めるよう心掛けなけれ ばならない」と規定している。

しかし、助手の場合はともかく、常勤講師以上の教員は、本来、専門についての充分な業績を要求されるのであるから、必ずしも形式的に公募しなくとも、教授会の専門を近くする構成員には、どこにどのような該当者がいるかが、判っている場合が多い。それゆえ公募を一律に規定することは、しばしば形式的なものに終わる可能性が強い。もちろん公募の制度を現在採用している大学もあるし、それが適任者を広く求める手段として有効であることも充分あり得る。したがって、こうした手続きは当該教授会の最善と考えるところに委ねられるべきであろう。

② 教員の選考にあずかる教授会の構成をいかに定め、また、投票権をどの範囲の教員に認めるかも慣行に委ねるのが適当である。『答申』は「教授会が教員の候補者の選出について審議するにあたっては、原則として、教授のみが審議するものとすべきである」といっており、「国立大学運営法案」(以下「運営法案」という)第9条第3項但書も同趣旨の規定である。しかし、国立大学においては定員がかぎられているために、教授と同等の業績、経験をもつ者が、助教授の待遇しか与えられないこともしばしばある。また、今日専門分化が進むとともに新しい研究分野が開拓されている状況のもとでは、しばしば助教授が、もっとも前進的な業績をあげていることもある。さらに、定員の比較的すくない大学あるいは学部の場合には、助教授にも教授と同等の研究、教育および学内行政上の負担をかけざるを得なくなっているこ

とも事実である。したがって、『答申』や「運営法案」のように、原則として助教授以下を 除くとすることについては、現状においては問題がある。

しかし、教授の採用もしくは昇任を決定する人事に関しては、教授のみが投票権をもつとすることが自然であろう。けだし、教授人事は助教授にとっては直接みずからの昇任に関係をもつことがあり得るから、投票の公正を維持するために、これを除くことが適当だからである。『中間報告』は、教員の採用の場合「教授会における投票権は、研究および教育の主たる責任者である教授のみに限ることが望ましいが、助教授以下の教員の選考については、必要に応じ、助教授または常勤辭師にもこれを認めてもよい」としているが、これは上のような事情を考えて投票者の範囲を各大学学部の自主的判断に任せる趣旨を表わしたものである。

(5) なお『答申』は教員について、「適格者を常に大学に確保するために」「任期制度または 再審査制度を設けることを検討する必要があろう」と勧告している。わが国の現状では、助 教授もしくは常勤講師の場合には、教授等への昇任のさい審査を受けることになっているが、 教授は一度就任するとしばしば停年まで20年余も公式の審査を受ける機会がないために、 ときに沈滞した研究や教育の態度をみせるものがないわけではない。また、このことが大学 の研究を硬直させる危険も必ずしも小さくはない。したがって、この問題については、充分 前向きの姿勢をもって研究することが望ましい。現在、それを一律に制度化することは問題 であるとしても、各大学はこの点についてよい慣行の熟成に充分努めるとともに、大学間の 人事の交流を活潑にするよう努力すべきである。そのためには、今日人事の交流を妨げてい る種々の隘路を除去するよう格段の工夫と努力をはらわなければならない。

5. 教員の不利益処分

① 教員の意に反する転任、降任および免職または懲戒などの処分は、大学人事の、したがってまた、学問の自由と大学の自治の根本に触れる問題だけに、とくに慎重に取り扱われなければならない。従前のわが国の経験からいっても、いわゆる大学問題の大部分は、教員の免職が外部から強要されたことを契機として生じているのであり、この強要がとくに政府の側から、学説ないし思想上の問題を理由としておこなわれた場合、大学の自治は最大の侵害を受けたのであった。それがわが国の学問の発達上、また大学の歴史上、いちじるしい汚点をなしている事実も、あらためて反省されていいことであろう。

今日学問と思想の自由は、憲法の保障するところとなっており、戦前みられたような不祥 事が再び繰り返されるおそれはないようにみえる。しかし、あからさまに学説ないし思想上 の問題を理由としないで、他の理由に藉口して、教員の不利益処分を強要するといった方法 によって、事実上、大学の自治と学問の自由を侵害する途が完全に封ぜられたわけではない。 したがって、大学は教員の身分を必要に応じて充分に保障することができるだけの体制を整 えておく必要がある。

しかし他面,身分保障をあまりに強くすることが弊害を伴うことも明らかである。これによって、大学教員としての適格性を欠く者までが温存される危険性のあることは、大学としても充分成心しなければならないところである。

② この点について、現行制度は、教員の不利益処分は、大学管理機関の審査の結果によらなければならないとし(教育公務員特例法第5,6,9条),この場合の大学管理機関は評議会とされている(同法第25条第1項第4号)。これに対して『中間報告』は、「それは、不利益処分について、万一にも当該教員を同僚が不当に擁護したり、排斥したりするような弊害が生ずることを防止し、大学全体の立場から、公正な審査を行なおうとする趣旨にでたものと考えられるので」この制度を維持すべきだとし、ただし「この場合、当該教員の属する教授会の意見を慎重に考慮して運用されることが望ましい。」としている。

他方、『答申』は、この現行制度では、事前審査の発識者が不明確であるという点と、同様な不利益処分の問題に対し、大学によって不均等な結果が生じうるという点とを指摘し、前者については発議権の学長にあることを明確にし(そのさい学長は、広い視野に立って充分その責任を果たすべきであるという注意がついている)、後者については、「文部大臣は学長の措置が当を失する場合には指導助言を通じてその適正を図るべきである」ことを勧告している。「特例法改正案」もこれと同じ趣旨の規定をしている(第9条の2)。

(3) この『答申』および「特例法改正案」の案のうち、文部大臣の「指導助言」については、当協会は見解を異にする。現行の文部省設置法でいう文部大臣の指導助言が、このような個別的・具体的問題に関するものでないことは、第2章で述べたとおりであるが、本来、ある者が大学教員として適格であるか否かは、さきにも述べたように、その者の学問上の業績、研究に対する態度、教授上の能力と動惰等を総合的に判断して決定されなければならないことである。これらはただ専門の近いものが、日常的に接触をしていてはじめて判断し得ることである。したがって、専門的立場にない文部大臣が教員の不利益処分について「指導助言」

をおこなうということになれば、勢いそれは種々の政治的判断に動かされやすいものになる おそれがある。

この場合,ここで提案されているのは「指導助言」であって、文部大臣が直接罷免権を行使することはできないようになっているから問題はない、という意見があるかもしれないが、そう簡単にはいいきれないところに問題がある。戦前の事例に徴してみても、文部大臣が当該教員の属する大学の総長なり学長なりに「指導助言」をおこなうという形で、事実上、不利益処分を強要した場合がしばしばみられた。形は「指導助言」であっても、それは事実上有形無形の圧力を大学に対して加えることにならざるをえないであろう。

- ② 次に学長の発譲の問題については『答申』等の趣旨がむしろはっきりしない。現行制度においても、学長は評議会の議長であり、提案権は学長にある。したがって、評議会に対する審査の開始の発議もあらためて規定するまでもなく学長の権限に属するというべきであろう。以上の理由により、当協会としては、『中間報告』の考え方に対して『答申』等につけ加えられている2点については、理解しがたい。
- (5) なお一方,この『中間報告』に対して一部の大学には,不利益処分の審査は,学部自治の たてまえからいっても,また上述のように,教員の適格性の判断は当該教員の属する学部教 授会のみがこれをもっともよくなし得るという点からいっても,学部教授会がおこなうべき であり,評談会は学部教授会の審査結果にもとづいて全学的な調整にあたれば足りるという 意見もあった。

この議論は、たしかに一面正しいものをもっている。ただ『中間報告』も指摘しているように、この点で学部自治の原則をあまりに強く打ち出すと、万一にも教授会が不当に同僚を擁護したり、不当に排斥したりするというおそれが生じたとき、これを防ぐことが困難になる。したがって、通常の場合には、実質的な審査権はむろん学部教授会にあるとし、学部教授会が厳正なる態度でその運用にあたることを期待しておいていいのであるが、評議会の実質的審査権をいっさい否定してしまうことも、ゆきすぎの感を免れない。といって、当該教員と必ずしも専門を同じくしているとはかぎらない学長なり評議会なりが、この点について、学部教授会の意見を参酌しないで一方的に処置することももちろん妥当ではない。この意味で、『中間報告』のうち、「当該教員の属する教授会の意見を慎重に考慮」するということの趣旨は、学長が発識するにあたっては当該学部の意見を復すること、および審査にさいしても、学部教授会の意見を充分尊重しこれを参考にすることにあると解釈をしたうえで、

『中間報告』の方針を再確認することが妥当であろう。さらに、学長は評議会に提案する場合にも、まずその事案を審査に付すべきか否かを評議会に諮り、その決定を経てから審査をおこなう等、とくに慎重な手続きをもってこの問題を取り扱うべきである。

(6) 最後に『答申』の指摘している,不利益処分が大学間において不均等になるおそれがあるという問題についていえば,それはある程度までは容認されるべきことである。なぜなら,たとえば当該教員が教員として適格性を欠くという判断にしても,それは上述のように複雑な要素の組み合わせのうえに成立つ判断であって,けっして単純な尺度ではかり得るものではない。したがって,一見不均等な結果が生じたように見える場合にも,それを個別的な事情や当該大学ないし学部の慣行なり考え方なりに照らしてみれば,必ずしも不均等とはいえない場合がいくらでもあり得るのである。これを機械的に統一しようとすることは,かえってそれぞれの大学の個性と伝統を破壊する結果を生むであるう。

しかしながら、あまり極端な差等が国立大学間に生ずることが望ましくないことはいうまでもない。それゆえ、すくなくとも、一般的な基準なり方針なりについては、あらかじめ国立大学間で意見を交換し、意思統一を図っておくことがのぞましい。しかし、それは当協会の諸機関、とくに運営協議会を通じて、自主的になされるべきことである。

第4章 学 内 機 関

- 1. 大学が、研究と教育とを通じて、社会・国家の要請に応えるという重大な役割をもっているところから、当然にその管理運営にあたる学内の諸機関の在り方についても、その機能を最高度に発揮できるような考慮が払われなければならないことになる。以下において、大学がその本来の使命を適切におこなうことができるようにするためには、学長・評議会・学部長・教授会その他の諸機関の地位・権限・任期などについて、どのような制度のとられることが望ましいかを検討するが、それらの問題を個別的に考察するにさきだって、ここでそれらの全体を通ずる基本的な考え方とでもいうべきものを明らかにしておくことが必要である。
 - (1) 大学の機関の権限の具体的内容や相互の関係は、現行の法制上必ずしも明確でないことは 『中間報告』の認めるとおりである。これに対して『答申』は「まず大学の学内管理機関の おのおのの職務権限を明確にし、学内管理体制を確立する必要がある」といっている。この 場合、こういう職務権限の明確化が、各大学の自主的決定に委ねられ、それぞれの大学の慣 行をもとにしながら, 学内の規則によって定められるのであればもとより問題はすくないが, このような明確化が、画一的な国の法令によっておこなわれるとすれば、大学の自治の見地 からみても望ましいものではなく、また、大学が通常の行政機関と性質を異にしていること を無視するものであって、適当とは考えられない。学内機関の在り方は、各大学が自主的な 慣行によって定めてゆくことが望ましい場合が多く、また事実において、すぐれた慣行がすで に確立しており、それによって管理運営が円滑におこなわれている大学もすくなくない。も とより、大学によっては、このようなすぐれた慣行が成熟していないために管理運営に支障 をきたした例もないわけではないが、そのような例があったからといって、国の法令によっ て管理体制を確立することは適当でない。また、それによってそのような支障を除くことが できるとも考えられない。すぐれた慣行のなお充分に確立していない大学は、他の大学のす ぐれた慣行を自主的にとりいれ、適切な運営の方式を発展させてゆくことに努めるべきであ り、国もそのような自主的努力の成果を尊重することが賢明である。
 - ② 大学は、研究と教育を使命とするものであり、管理運営は、その使命が適切に実現される ためのものでなければならない。そのような大学本来の機能からいって、学問の研究と教育 に関するかぎり、学内の管理体制が通常の行政機関の場合と異なって、それぞれの機関の権

限を明確にした上で指揮監督の関係で律せられるようなものであってはならないことはいうまでもない。たしかに、大学の権限関係には分明でないところもあるが、むしろ相互の信頼関係に立脚した運営のおこなわれるところに大学の管理運営の特質が存在するのである。そして、このような信頼関係の存在を予定することなしには、大学の運営は適切におこなわれようがないのであって、もしかりに、学内機関相互の間に不信感があるとすれば、いかにそれぞれの権限を明確化し、管理体制を分明にしてみても、大学本来の使命を果たすことはできないであるう。すでに第3章において、学長や学部長の選任方法について、それが信頼にもとづく人格的関係の存在を基調としていることを強調したのであるが、学内機関の在り方についても同様の基本的考え方が妥当するといえよう。とくに、学長と評議会、学部長と教授会との関係においては、このような信頼関係が重要であるが、この点についてはのちに触れることにする。もちろん、学内機関が信頼にもとづく協力関係を基調として活動するといっても、各機関が法令もしくは学内規則に定められた権限をみだしていいということではない。そのようなことになれば、学内の秩序が保たれ得なくなることはいうまでもない。ただ、どのような場合でも、各機関が権限を中心に考えて互いに割拠対立するのではなく、一体的な意識にもとづき緊密な連絡を保ちながら、円滑に事を処理することが必要である。

(3) 大学の伝統や種類によって差はあるにしても、一般的には、大学の自治の基礎は学部の自治にあるものとされている。のちにも述べるように、学部とは専門の学芸の分野を基礎として、研究と教育上の目的から一個の統一的組織をなすものであり、まさに大学の使命である研究および教育に直接の責任をもつものであるから、この考え方は充分根拠のあるものである。けだし、学部が研究と教育に直接関係するかぎりにおいては、その意思を自主的に決定しつつ活動することによって、大学はその目的を達成し得るのである。大学全体の自治の確保が重要であることはいうまでもないが、それもこのような学部の活動をまってはじめて確保されるものである。

しかし、ここで重要なことは、このような学部の自治があまりに強調される結果、大学の全体としての総合調整と意思決定が充分におこなわれず、大学の有機的な管理運営が妨げられることがあってはならないということである。学部の自治は大学の自治の基礎として重要であるが、同時に学部は大学全体のひとつの構成要素でもある。したがって、全学の有機的な運営のために置かれる全学的機関である学長・評議会・学部長会議・部局長会議のおこなう総合調整の機能を妨げ、その結果大学全体の自治をあやうくするようなことになれば、それ

は学部の自治の本旨を誤るものといってよい。もとより、全学的機関が直接に学部に関係する問題に意見を出すときには、全体としての調整だけではなく、学部の自治をも充分に顧慮しなければならないが、学部の方も、およそそのような意見を受け入れることは、学部の自治への介入であるとして、かたくなにこれを拒否する態度をとるべきではない。ここでも、大学本来の姿である相互の信頼関係に立って、全学の総合調整と学部の自治とを調和させることができるはずであり、また調和させなければならないのである。

2. 学長の地位および権限

(D) 現行法では、学長は「校務を掌り、所属職員を統督する」権限をもっている(学校教育法第58条第3項)。また『中間報告』は、学長は大学を総括し、かつ大学を代表するものであるとしている。このような学長の地位は別に変更を要しないし、学長が大学を総括し、代表するものとしての職務をおこなうにあたり、大学の他の機関と緊密な連繋を保ちながら、必要に応じて、学部長会議や部局長会議その他の機関の助力を得て適切に行動すべきこともいうまでもないことである。

ここで検討を要することは、『中間報告』が、学長の職務は、研究と教育に直接かかわりのない行財政上の事項で、学長の専決に属するものを除き、評議会の議によっておこなわれるとし、大学の本来の任務に関しては、評議会を意思形成の機関としているのに反し、『答申』が、評議会との連繋の必要性を指摘しつつも、学長の指導的機能を強調していることである。「運営法案」も、この『答申』の立場をそのまま採用している(第3条第2項)。この点は、のちに述べる評議会の権限とも関連することであるが、学長は大学を総括し、代表するものであるといっても、大学の機能からみてそれが同時に通常の行政機関の長とは異る機能と役割をもたなければならないことは、これまでに述べてきたとおりであるから、『中間報告』の立場はこの意味で維持すべきものであると考えられる。しかし、このように、学長がその職務を評議会の議によっておこなうということは、けっして学長が大学の管理運営について、指導的機能をもたないということを意味するものではない。大学全体の信頼を受けた学長は、当然にその識見と人格を通じて、大学がその本来の使命を果たすことができるように指導的機能を発揮することが望まれる。ただ第3章で触れたように、その根拠は、法令にもとづく権限にあるのではなく、大学内部の信頼関係にあるというべきであって、法令上いかにその指導的機能を明記してみても、全学の信頼を得ないかぎり、学長がその機能を果たすこ

とができないことは明らかである。なお、学長が評議会の議によってその職務をおこなうものとすることは、大学の管理運営の最高の責任者であるその地位と矛盾するという議論もないわけではない。しかし、学長は、評議会の議長であるとともに、議案の発議権をもつものであり、その意思を充分に評議会に反映させることができる地位にある。しかも学長は、評議会と一体になって、大学全体の管理運営にあたるのであるから、けっしてそのような矛盾は生じないわけである。『答申』や「運営法案」の考え方の基礎に、大学の管理体系を、学長を頂点とする、いわば「上から下へ」の指揮監督の関係におこうとする立場があるとすれば、それは研究と教育の面では、まず、個々の教員がその学者および教育者としての良心にもとづいて第一義的な責任を負い、教授会が自治的に、その統一を保つという関係のうえに立った大学の管理体系の本質についての理解を欠いているというべきである。

もとより、『中間報告』も認めているように、学長の職務には、大学本来の任務である研究と教育に直接かかわりのない行財政上の事項で、学長の専決に委ねられているものもある。事務組織の運営、金銭の収支など予算の実際の執行、物品の管理のごときがそれにあたる。このような職務の執行については、評議会の議によっておこなう必要はなく、むしろ通常の行政機関と同じような管理方式がとられることになる。ただし、大学においては、このような研究と教育に直接にかかわりのない日常的な行政事務であっても、間接的にはそれに影響を及ぼす事項もすくなくない。したがって、たとえ学長の専決に属している事項であっても、その性質によっては、運用上評議会の意見をきき、あるいは他の適当な学内機関(そのような事項をとくに担当する委員会の設置が適切なこともあろう)に諮問するなどの方法をとることが望ましい。しかし、それは個々の大学の伝統・慣行および個々の学長の判断に任せられるべきことである。

学長は、大学を総括する職務をもっているから、大学全体の管理運営に関する事項について、全学の意思を総合調整する必要のあることはいうまでもない。さらに、各部局の管理運営に関する事項であっても、大学全体にかかわりをもつことについては、前述のように学部・研究所の自主性を充分に尊重することを前提としつつも、全学的な見地から、その総合調整をおこなうように努めなければならない。

② 学長の任期については、現行法は、大学管理機関が定めるものとしており(教育公務員特例法第8条第1項)、現在各大学は慣行その他を考慮してまちまちにこれを定めている。 しかし、任期を4年とてし再任を認め、それに制限をつけないもの、および任期を4年として再

任の場合の任期を2年とするものが比較的多数である。『答申』は、4年を基準とし、再任を妨げないものとし、「運営法案」もそれにならっている(第4条第1項、第4項)。 いずれにしても任期については、それぞれの大学の自主的慣行がすでに存在しており、それが各大学によって多少の差をもつことは妨げないと考えられるから、これを一律に法制化することは適当でない。各大学がその学内の規則によって、自主的に決定することに委ねる現行の方式が望ましいと思われる。

しかし、任期を定めるにあたって、一応の基準となるものを考える場合には、次のような点を考慮すべきであろう。現在、学長の職務はますます重要なものとなっており、大学の管理運営の一貫性からみても、あまり頻繁に学長が交替することは望ましくない。また、学長選挙が短い期間をおいてたびたびおこなわれることは、かえって大学の機能に支障をきたし、適当でないことはいうまでもない。さらに、今日多くの大学は、研究・教育の環境を整備し、施設・設備を拡充する必要に迫られているが、そのような将来計画を立案し、実現してゆくうえからいっても、学長がある程度の長い任期をもつことが望ましいといえよう。しかし、他方、学長は専門の研究者から選ばれるのが国立大学の慣行となっているが、学長の職務の繁忙さからみて、任期中はその研究生活の大部分が中断されるおそれが大きく、それだけ学長の払わなければならない犠牲は大きい。そればかりでなく、同一人があまりに長期間学長の職を占めていると、大学の空気を沈滞させるのみならず、現在のように大学の研究・教育が急速に変化しなければならないときに、大学のそれに対する適応力を失わしめる危険性も大きくなるので、これらのことは充分注意を要する点である。また、学長と教授との年齢のひらきがあまり大きくなると、相互の間の意思の疏通を欠くおそれもあろう。

要するに、学長の任期は、以上のような幾つかの考慮を払って、これを定める必要があると思われるが、4年を基準とした任期はこの点でほぼ妥当な期間といえるであろう。

② ここで副学長制について一言しておこう。副学長という制度はこれまでの国立大学にはなかったものであり、『答申』が「大学の規模の拡大と構成の複雑化に伴い、全学的な教育研究計画の樹立推進など管理運営上の重要な分野において学長を補佐するため、必要な大学には、たとえば副学長のような補佐機関を設けるべきである」と提案したことによってはじめて問題になったものである。「運営法案」(第3条第3項)もこれを受けて副学長の職務を定めているが、その任用方法等については何ら規定をしていない。

大学の規模が拡大し構成が複雑化するにつれて、学長の職務が複雑多岐になり、いちじる

しく繁忙を加えていることは事実である。しかし、副学長制によってそれが解消され、大学がより機能的なものになるかどうかは疑わしい。けだし、学長の職務は、さきにも触れたように、単に法令によって定められた事務を処理することにのみあるのではなく、その識見と人格的信頼とを基礎にして、大学全体の問題を統轄し処理することにある。したがって、こういう学長の職務が、部分的にもせよ副学長によって分担される仕組みにすると、かえって大学の運営が統一性を欠き、その研究、教育の機能が阻害されるおそれがあるからである。

大学の学長の職務が、あまりに煩雑になり、個人の力をもってしては統轄し得なくなることが生じないようにするためには、副学長制よりは、むしろ大学の適性規模を考えることの方がはるかに重要である。学長の問題だけではなく、大学の研究、教育の立場からいっても、大学にもやはり適正な規模があり、学部、附置研究所等の数、教員、学生の数が余り大きくなりすぎることは、けっしていい結果を生まない。この意味で1人の学長をもって統轄できる程度の規模にそれをとどめることが先決である。

将来あらためて副学長の制度を検討する必要がおこるかもしれないが,当面の問題としては,副学長制よりは,学部長会議,その他の機関を充分に活用し、学長の職務に遺漏がないようにする体制の確立を工夫すべきであろう。

ただし、とくに単科大学の場合には、別の意味で副学長制を活用する余地もあり得ると思 われるので、その点については第6章で述べた。

3. 学部長会議または部局長会議

学部長会議または部局長会議は、法制上の根拠を有する機関ではないが、実際には、今日多くの総合大学において、学長の補佐機関として重要な役割を果たしているので、ここでそれによれておこう。学部長は、大学の研究・教育活動の基盤である学部の長であり、その執行の責任にあたるものであるし、学部長以外の部局長、たとえば研究所長、図書館長なども同様にその部局の責任者として重要な職務をおこなうものである。それゆえ、学部長または部局長は、大学全体を総括する学長を補佐するのにもっとも適当な地位にあるのみならず、その職務上、学長や評議会のような全学的な機関と教授会という学部・研究所の意思形成の機関との間に緊密な連絡を保ち、相互の意思の流通を図るべき地位にもある。さらにそれは、職務上当然に評議会の構成員となって、全学の意思決定ならびにその執行についての総合調整を実現する任務をも負っている。したがって、たとえ非公式な機関であっても、大学におけ

る執行の責任者の集合体である学部長会議・部局長会議が、実質上、大学全体の管理運営を 円滑におこなううえにおいて期待されるところはきわめて大きく、現在の制度は、各大学の 実情に即して充分に活用されることが望ましい。とくに、評議会の規模が大きくなり、その 機能を充分に果たすことが困難になった場合には、実際上学部長会議または部局長会議の働 きはいっそう有効なものになると考えられる。もっとも、これらの機関は、大学の重要事項 を決定することはできないのであって、最終的な意思の形成があくまでも評議会の権限であ ることはいうまでもないことである。

なお、学部長会議または部局長会議は、法制上の機関ではないから、各大学はその実情と 慣行にしたがい、そのいずれかを設けて上に述べたような機能を果たさせることができる。 しかし、大学によっては、この両者を設けることが適当な場合もあろう。そのときは、両者 の機能を分けることが必要になるが、その分けかたは、当該大学の実情に応じてきめられる べきことである。一般的にいえば、研究・教育の活動の基礎が学部にあるところから、直接 それらの活動に関する事項については主として学部長会議が活用され、部局全体に関する事 項、たとえば予算の配分などについては部局長会議が活用されることになろう。

4. 協 議 会

協議会は、評議員および部局長で構成する会議であり(教育公務員特例法第25条第1項第1号)、その権限は、学長についての選考、不利益処分の審査などをおこなうものとされている(教育公務員特例法第4~6条、9条、25条第1項第1~3号)。 もちろん、これ以外の事項でも学長が協議会の意見を徴するのが適当と考えるものがあれば、これに諮問することはさしつかえないであろう。しかし、協議会の構成は評議会とほとんど差異がなく、また、その権限とされているものも、評議会で処理することのできるものである。したがって、大学の管理組織に無用の重複のあることを避ける意味からいっても、協議会は廃止することが望ましい。この点に関しては、『中間報告』も『答申』も一致しており、また「運営法案」も協議会の規定をおいていない。他方「特例法改正案」においては、協議会の権限を評議会に移すとともに、教育公務員特例法第25条を削除しているが、これは協議会を廃止することを意味していると考えられる。

5. 評議会の構成, 地位および権限

① 現行法制によれば、評議会は、学長、各学部長および教養部長、各学部および教養部ごとに教授2名、各附置研究所長によって構成されるのを原則とし、さらに当該大学の事情により適宜、大学の重要な職にあるものを加え得ることになっている(国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則―以下「評議会規則」という―第2条)。『中間報告』は、この制度を維持するものとしているが、『答申』は、原則として学長、各学部長、各学部の教授若干名、その他重要な部局の長を構成員とし、ただそこに、かなりゆとりを認める表現を用いている。これに対し、「運営法案」は、ほぼ現行の規則に準じているが、大学の重要な職にある者を加え得ることを除くなどややゆとりのない定め方をしている(第5条)。

評議会の構成については、それが学部・研究所(さらに大学院研究科委員会を加えることもできよう)の自主性を重んじながら、全学的見地からそれを総合調整する機能をもつところからみて、すべての評議員が、教授会を基底として選ばれるべきであるという意見もある。もとより、大学によっては、このような考え方にたって、評議会の構成員を定めることもさしつかえないであろう。しかし、協議会の廃止に伴って附属図書館長・附属病院長等を評議会に加える必要も生じようから、このような点も、一律にしばるのは望ましくなく、その構成については、各大学がその事情に応じて、適宜定めることができるとするのが適当である。その意味では、「運営法案」のように自主的決定の枠を狭くするのは、かなり疑問があろう。ただ、このように構成を自主的に定めるのが適当だといっても、次に述べるように評議会が大学全体の管理運営において大学の意思を決定する機関であるところから、そこにはおのずから限度がある。また他方、大学の規模が拡大し、構成が複雑になるにつれて、現行制度のもとにおいても大学によっては評議会の規模が大きくなりすぎ、そのため大学の重要事項を審議決定するのに不適切になる傾向がある。これは、もともと大学の適正規模の問題とも関連する点であるが、評議会の構成についてもそれが適切に機能を果たすという見地から考慮しなければならない点である。

(2) 評議会は、教育公務員特例法による権限は別として、一般的には学長の諮問機関とされている(評議会規則第6条)。『答申』もまた、評議会を大学の運営に関する重要事項を審議する機関としており、決定する機能にまで触れていない。その点は「運営法案」も同様である(第7条)。しかし、これは『中間報告』も指摘しているように、評議会が従来慣行により大学の内部において占めてきた地位や機能を正当に表わしているものとはいいがたい。従来の

自主的慣行によれば、評議会は、大学全体に関する重要事項について審議決定する機関である。もとより、その場合に評議会みずからが決定することもあるし、評議会の議にもとづいて学長が決定することもあるが、いずれにせよ、大学全体の最終の意思決定は評議会によってなされてきたのであり、その意味で、評議会は大学の管理運営においてきわめて重要な役割を果たしてきたといえる。これは、大学の管理体系からいって当然のことである。したがって、これを単に学長の諮問に応じて審議する機関とすることは適当でなく、従来の慣行が維持されなければならないであろう。また、このことが、学長の大学の総括者としての地位を弱めるものではないことは、すでに述べたとおりである。

このように、大学全体の重要問題についての大学の意思は、評議会によって決定されるのであるが、具体的にいかなる事項を評議会の権限に属せしめるかは、法令に特別の定めのある場合は別として、各大学において、それぞれの伝統と実情に応じて適宜に定められ、運用されるべきことは『中間報告』の述べているとおりである。ただ、『中間報告』にあげられているような諸事項、学則その他重要な学内規則の制定改廃、予算概算の方針、学部・学科・大学院・研究所その他重要な施設の設置廃止、人事の基準、学生定員のごときは、当然に評議会の審議決定を必要とするものと考えられる。そして、各大学は、その必要に応じてこれ以外の評議会の権限をつけ加えることができるとすべきであろう。

もとより、評議会の権限は、大学全体にかかわる重要事項について審議決定し、大学の意思を形成するにとどまるものではない。学長が必要と認めるときには、学長の権限に属する事項についても評議会に諮問することができるし、評議会がこれに応えることによって、大学の管理運営はいっそう円滑におこなわれることになろう。さらに評議会の重要な機能は全学的な総合調整の機関である点にある。部局にかかわる事項については、教授会が自主的に決定できるとしても、そのような事項でも大学全体の問題に関連することが多いものについては、学部はその自治をどこまでも主張すべきではなく、全学的見地からの調整を受け入れなければならないことは、すでに指摘したとおりである。このような学部の自治と大学全体の総合的管理運営とを調和させる主たる機関は評議会であって、大学全体として統一された管理をなすべき必要が高まっている現在、このような評議会の役割が大いに期待されなければならない。

最後に、すでに『中間報告』においても指摘されていることであるが、評議会がつねに大学全体の使命の達成という立場に立って、その権限をおこなう必要のあることを再びここで

あげておくことが適当であろう。評議会の構成員の多くは、各部局から選出されているから. もしそれらが選出母体の部局の利益を評議会において一方的に主張するにとどまるならば、 評議会はその役割を果たすことができなくなる。評議会の性質上、部局間の利害の対立する問題やあるいは部局相互の間で意見が相違する問題がとりあげられることがすくなくない。そのような場合に、学部や研究所がその自主性を強調するのみで、全学的な調整と総合の必要を忘れるときには、その大学は統一した意思の形成ができないことになり、その管理運営は障碍に逢着してしまうであろう。それはひいては、大学がその機能を果たすことを不可能にするものである。なおこのような場合、教授会も、あらかじめみずからの意思を最終的に決定してしまうことなく、その意思決定に適当な弾力的な幅を残しておいたうえで、大学全体の意見を充分尊重する態度をとることが望ましい。それは大学というひとつの社会を構成するものの当然の義務である。

② 単科大学の評議会については第6章で述べた。

6. 学部長の地位および権限

(1) 大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」(学校教育法第52条)のであるが、その活動の中心となるのは学部である。

大学の学部は、今日複雑な構成をもつものも生じているが、本来それは学芸の専門の分野を基準とし、研究および教育の組織として組みたてられるべきものである。複雑な構成をもつ学部のうちには、戦後新制大学への切りかえにさいして、種々の理由から便宜的に学部を組織せざるを得なかったために生じたものもあり、それらについてはしだいに整理がおこなわれていることは周知のとおりである。

もちろん、今日学問の体系は、いちじるしく変化しつつあり、境界領域の研究なり、異った専門分野間の交流なりが大規模に進みつつある。したがって、大学の学部の構成が、従来の専門分野の区分に拘泥することは、必ずしも適当でない場合が生ずることは否めないであるう。大学としても、そういう学問上の必要にもとづき、学部の構成を弾力的に動かし、研究上の隘路の生ずることのないようたえず努力する責務があることはいうまでもない。その点で、既存の学部のいわば「縄張り」が硬直化する危険性への反省を怠ることは許されない、しかし、そういう事実があっても、大学の研究および教育について、直接の責任を負うのが

学部であることは、これまでの大学の伝統であって、将来とも変らない事態であろう。学問の進展に応じて変らなければならないのは、学部の構成のしかたであって、学部が研究と教育について統一性の保持にあたるという制度そのものではないからである。

もちろん,個々の学芸の単位分野における研究と教育とは、個々の教員の責任であり、その学問的意欲と教育者としての良心にまつしかないものである。ただ、それをひとつの学芸の体系とし、教育についても体系性を与えることは、学部の責任である。

これまで、わが国でも大学自治の基礎が学部自治にあり、学部の運営については教授会が 責任を負うという考え方が強くおこなわれてきたこと、また、大学の管理運営の慣行も、この 考え方に立っておこなわれてきたことの根拠はここにあるといわなければならない。 その場合学部の自治が、大学全体としての総合調整の必要と調和しなければならないことはいうまでもないが、学部が研究と教育に直接関係する事項を自主的に決定してゆくたてまえをとること、また学長や評議会が、大学全体としての調整を図る場合にも、学部の意思を充分尊重 することが、大学の管理運営の基本であることに変りはないのである。したがって、学部が 円滑に管理運営されることは、大学の管理運営にとってきわめて重要な、基本的な要件であるといわなければならない。

② 学部長は、学部の長として、これを総括し、学部を代表する地位にある。現行法制は、学部長について評議員となることを定めるほかには規定をおいていないが、上のことは当然に前提とされているとみていい。『答申』は、学部長を、学部の責任者であり、教授会の主宰者となり、かつ、学部の管理運営に関する事項については執行の責に任ずるものとしており、「運営法案」は、学部の責任者として運営にあたるものとしている(第3条第4項)。

学部長の権限として問題となるのは、教授会との関係である。この点では『中間報告』の「研究および教育に直接かかわりのない事項で、学部長の専決に属するものを除き、教授会の議によって行なわれるべきである」という考え方が維持されるべきである。この場合、専決に属する事項の処理のしかた、学部長と教授会との一体的関係などは、すでに学長と評議会との関係について述べたところに準じて考えれば足りるであろう。通常の場合、学部長と教授会との関係は、学長と評議会との関係よりも、いっそう緊密であると考えられるから、一体的関係を保つことは容易であるはずであり、そこに困難があるとすれば、学部長および教授会の双方が反省を要するといっていい。

学部長が、学部長会議の構成員として学長を補佐し、また学長・評議会などの全学的機関

と教授会との間の緊密な連繋を保ち、相互の意思疏通を図る任務をもつことについては、すでに触れたところである。大学の管理運営において学部長の果たすかかる役割は、大学の規模が大きくなり、機構が複雑化するにつれて、ますます大きくなる傾向にあるといわなければならない。

学部長がその職務を執行するにあたって、補佐を受けるものをどうするかは、学部の実情に応じてきめるべきことである。たとえば、そのために委員会を設けることもあろうし、本来は全学的な職務をおこなうものであるとしても、その学部から選出されている評議員たる教授を学部内においても補佐役とする方法も考えられる。また、学部のなかに教室別の区分があるような場合には、教室主任会議等をそれにあてることもあろう。ただいずれの方法をとるにしても、学部長の教授会との一体的関係を阻害しないように運用されることが必要である。

(3) 学部長の任期については、現行法では、大学管理機関が決めることなっている(教育公務員特例法第8条第1項)。 これに対して『答申』は、おおむね2年とし再任を妨げないとし、「運営法案」は、2年を基準として再任されることができるとしている(第4条第3項、第4項)。 また、現在の法制では、学部長の任期を定める場合の大学管理機関は、「協議会の議に基き学長」(教育公務員特例法第25条第1項第2号)となっている。

しかし、学部長の任期は、大学とくに学部が、その実情や伝統に応じて自主的に定めるのが 適切であり(同一大学内においても学部の事情により差異のあることもありえよう)、多少ゆ るやかな表現になっているとしても、『答申』や「運営法案」のようにこれをすべての大学 の学部長について一律にするたてまえをとる必要はないと考えられる。この点では学長や評 議会も、学部ごとにあまりいちじるしい長短がみられる点の調整を図る程度のことで足りる のであって、学内のすべての学部についてこれを統一しなければならないとは考えられない。 ただ教授会が自主的に決める場合の基準としては、一方では、学部長の職務からみてあまり に短い任期は適当でなく、また他方では、学部長の研究者としての立場も考えなければならな いから、それが長期に失するのも妥当ではない、ということであろう。また、学部長が特定の 教授に固定することは、学部の運営上弊害を生ずるおそれの大きいことも考慮しなければな らない。いずれにしても、学長の任期に比較すると、それより短い任期であっていいと思わ れる。すなわち、学部の教授は学部長の職務については、学長の職務についてより、一般に 習熟しているから、比較的短い任期で学部長が交替しても、それによって混乱の生ずるおそ れば比較的すくないからである。

7. 教授会の構成, 地位および権限

(1) すでにしばしば触れてきたような意味において、研究と教育という大学本来の機能に関して大学の自治の基礎をなすのは学部の自治にあるが、学部の自治をになうものは教授会である。したがって教授会は、学部における研究と教育について管理運営上重要な機能を営むものであり、ひいては、大学の管理運営上重要な機能を果たすものである。教授会が円滑に運用されないときは、その学部の管理運営に支障をきたし、ひいては、大学の管理運営にも支障をもたらすことになる。その意味で、教授会の構成員には重大な責務が課せられているというべきである。

このように教授会は、学部における研究と教育の管理運営にあたる中心的機関であるから、 この管理運営について直接の責任を負うものを構成員とすべきことになる。『答申』は、「教 授会は教授のみをもって構成されるべきものとし、特に必要がある場合にかぎり、評議会に 諮って助教授または常 勤 講 師 を加えることができるものとする」とし、「運営法案」も、教 授会は教授の全員で組織するものと定めるとともに、「講座又は学科目を欠く等の事由によ り、特に必要のあるときは、評議会の議に基づく学長の承認を受けて、助教授又は常勤講師を 教授会の構成員に加えることができる」(第9条第2項,第3項)としている。これらは、い ずれも教授会の構成員を教授にかぎり、例外的に助教授、常勤講師にまで拡げることを認め るものである。しかし、すでに第3章の教員の選考のところでも触れたように、今日では助教授 や常勤講師もまた学部の研究と教育に直接に責任を負う場合が増加しているので、法令によ って教授のみを原則とすると定めることは実情にそわない。したがって、ここでも「構成員 の範囲は、教授のほか、各大学の実情に応じて、自主的に決定するところに委ねられて差し 支えないが、この場合においても、教授・助教授および常勤講師に限られるべきである」と いう『中間報告』の立場が妥当であろう。なお、助手は、学部の研究活動、ときには教育活 動にも参与している場合があるとしても、学長選挙権について述べたところで明らかにした ように、本来直接に学部の研究・教育の機能に責任をもつ立場にはないから、教授会の構成 員とすることは適当ではない。

もちろん、学部がその実情や必要に応じて、教授会のほかに、その構成員を異にする機関を設けることを妨げるものではない。代議員会については、のちに述べることとして、たと えば、教授会の構成員以外の者をふくめる教官会議、あるいは構成員をしぼった委員会を設 けて、学部に関係する事項を審議することはさしつかえない。ただこの場合も、学部として の意思の決定は、教授会の議によるという原則は維持されなければならない。

② 教授会は、学部の意思を形成する機関であり、学部に関する重要事項は、その審議決定するところによっておこなわれる。したがって、学部における研究と教育に関する事項(たとえば、学科、講座、学科目、附属施設の設置廃止、学科課程の編成など)、教員の人事に関する事項、学生の補導に関する事項などは、すべて教授会の議によっておこなわれなければならない。もちろん、教授会がその一部の事項の処理を学部長に委任することは妨げないし、これによってむしろ円滑な運用が可能になることもあろう。『答申』も「運営法案」も、教授会の権限に関し、一定の事項について教授会の審議を経なければならないものとしているが、その趣旨が、上に述べたところと同じであれば問題はない。ただ教授会が単に学部長の諮問に応じて審議するにとどまり、決定する機能をもたないという意味であれば、学部の意思形成の機関としての教授会の地位からみてそれは適切とはいえない。

なお『答申』は、「大学によっては本来、教授会の審談事項とは考えられないような事項をも審議している場合もある」ことを指摘している。教授会の取り扱う事項は、もとより上に述べたような学部の管理運営に関する重要事項にかぎられるわけではない。学部長は、学部に関する事項もしくは全学に関する事項につき、適宜教授会に報告し、その意見をきくことができるし、またそれは必要なことであろう。また、すでに述べたように、研究と教育に直接かかわりのない事項で、学部長の専決に属するものは、教授会の議による必要はないにしても、学部長がそれらの事項の処理について、教授会に報告するのが適当な場合もある。このように、教授会の議によるべき事項とそうでない事項との区別はそれほど明確でない場合もあるが、それらについては、学部の慣行や実情によってきめられれば足りるであろう。したがって、前記の『答申』の趣旨が、教授会の本来の審議事項を制限しようとしているものとすれば、それは妥当ではない。しかし、他方教授会が重要な機関であるだけ、本来そこで扱う必要のない事項にまで関与することは、むしろ教授会の機能を害し、学部の円滑な運営を妨げるおそれのあることも事実である。したがって、もしそのような運営のおこなわれている教授会があるならば、自主的にすぐれた慣行を成熟させ、教授会がその役割を適切に果たすことができるように努力することを、当協会としては期待したい。

(3) 学部のうちには、学部の事項を処理してゆくのに必要な頻度で、教授会を開催することが 困難であるものや、合議体としての教授会を適切に運営することが困難であるものがある。 その理由の主なものは、学部の構成が複雑にすぎて統一性がないこと、地域的に学部の施設が分散していること、あるいは学部の規模がきわめて大きいことなどである。これらについては、そのような理由を解消させることに努力することが何よりも期待される。たとえば、複雑な構成をもつ学部は、すでに述べたように、多くは新制大学への切りかえのときに便宜的に設けられたものであるから、本来の学部の在り方に改編すべきであり、地域的に分散している学部は、できるだけ統合に力を尽すべきである。また、大規模な学部にあっては、学部が学科目または講座の種類および数、教員数、学生数、施設、設備などからみて学部として適正な規模をもつようにその編成がえに努力すべきであろう。しかし、現にこのような学部が存在し、それが今後も早急にはなくなりえないことも事実である。したがって、現在り状態を前提にして、学部の管理運営の適当な方法を考えておくこともまた必要である。

『答申』および「運営法案」は、このような場合に代議員会を置き、教授会のおこなうべき 事項をおこなわせることができるものとしている。そして現にいくつかの大学において、こ の方法が採用されている。「運営法案」(第12条第1項)のように、その設置を文部大臣の承 認にかかわらしめることは妥当ではないが、学部がその必要を認めるときに、代議員会を設 けることは、学部の円滑な管理運営を確保する方法としてやむをえないものと考えられる。 その場合、代議員会の構成をどうするか、その権限、とくに教授会との関係をどうするかは かなり難かしい問題であるが、当該学部の実情、慣行によって適宜に定めるほかはないであ ろう。ただこの場合、学部としてもっとも重要な事項と考えられる案件については、教授会 の議によるものとすること、および代議員会の構成をできるだけ教授会の意向を正しく反映 させることのできるようなものにすることに、配慮すべきであることはいうまでもない。

8 そ の 他

(1) 大学の役割が拡大し、その活動が多様になるにしたがい、その管理運営に関する事項もきわめて複雑多岐になってくる。このような事情に応ずるために、学内に特定の事項を審議し、あるいは調査研究するために、委員会・審議会等を設ける必要が生ずることが多く、また実際にそれらが有効な働きをしている。大学はその実情に応じて、このような機関を活用することが望ましい。しかし、これらの機関は、あるいは特定の事項の調査研究をおこない、あるいは特定の事項や問題について意見を具申することによって、大学の各機関の意思決定や職務の執行を補助するにとどまるものであり、それらの機関本来の権限を侵すものであっては

ならないことはいうまでもない。

② 『答申』は、大学が社会との連繋を深め、とくに、地域社会のために寄与する目的から、必要に応じて学外者を加えた機関を置き、互に意見を交換するものとすることをあげており、「運営法案」も、学外者を加えて、学長の委嘱するもので構成する機関を設けることができるものと定めている(第15条)。 大学の機能が拡大し、社会の要求に正しく応える必要がますます強くなっていることからみて、「大学によって、大学の運営上、特に学外の意向をきく必要があると認められる場合には、大学の自主性をそこなうものでない限り、適宜学外者の参与する機関を設けることは差し支えない」ことは、『中間報告』に述べられているとおりである。また、後に述べるように、共同利用研究所の運営については、この種の機関を設ける必要が認められているし、このことは大学の他の部局や施設についても考えられるところである。しかし、このような機関は、上述のように、あくまでも大学の自主性を損うものであってはならない。すでに第1章において、「社会制度としての大学」を考察したさい詳しく述べたように、大学が自主的判断にもとづいて「歴史の要求」に応えるべく努力することが、社会の要請に応じて社会・国家に奉仕する途であり、学外者を加えた機関を設けるとしても、このような大学の本質である自主性を確保することは、あくまで前提とされなければならない。

なお、ここにいう学外者を加えた機関とはいえないが、最近、各大学間にまたがる機関を 設ける動きがめだっている。たとえば、いくつかの大学の同じ学部の学部長で構成する会議、 あるいは全国の大学附置研究所の長で構成する会議等がそれである。これらの機関は、相互 に情報や意見を交換することによって、同じ目的をもつ部局が協力して、問題の解決にあた ろうとするものであって、有効な働きをしていることはいうまでもない。しかし、これらの 機関も、それぞれの大学あるいは学部の自主性を損うものであってはならないことは当然の ことである。

第5章 教 養 課 程

1. 新制大学では、いわゆる専門科目のほかに、一般教育科目等(一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および基礎教育科目)の教育、すなわち教養課程にかなりの重点がおかれている。この教養課程については、その内容なり教授方法なりに関して、なお改善すべき点がいろいろ残されている。当協会は、さる昭和37年3月、『大学における一般教育について』を一応とりまとめたが、その後、文部省に設けられた大学基準等研究協議会および大学設置審議会などを中心に、再びこの問題がとりあげられている。

この教養課程の改善問題の根底には、そもそも新制の大学の修業年限が、一般教育等と専門教育とをあわせて、4年(医学部および歯学部を除く)とされているという問題がある。旧制大学では、専門教育だけに3年が費されていたのであるが、当時より、すべての専門分野において学問の発達、知識の蓄積がいちじるしく進んでいるにもかかわらず、今日の大学は2年あまりしか専門教育にさきえない状況にある。したがって、この問題を解消するためには、一般教育科目等と専門教育科目との単位のふりわけ方やおのおのの配置のしかたについてばかりでなく、そもそも大学の修業年限が現行のままでいいかどうかについても検討されるべきときがきていると考えられる。以上は、教養課程の改善の一般的な問題であるが、じつは、教養課程の管理運営問題にも、こういう今日の大学に課せられた要求が、種々困難な問題を生んでいる点は見のがされてはならないであるう。

しかし、この教養課程の改善問題は、大学の管理運営問題と次元の異る面が多いので、この意見 書ではこれ以上取り扱わないのが適当であろう。ここでは現行の教養課程を一応前提とし、それ を所管する部局における管理運営上の問題点を検討するにとどめる。

- 2. 今日, 教養課程の管理運営組織については, 国立大学のなかでも, いろいろ異なった方式がとられている。これを大別すれば次の四つの類型があるといえよう。
 - (D) 教養課程が独立の学部によって担当されているもの。
 - ② 国立学校設置法第3条第2項の定める教養部を置くもの。
 - ② 教養課程を1個ないし数個の専門学部が担当するもの。
 - (A) 教養課程を全学的に管理するもの。

この場合、②の教養部を置く大学のなかでも、教養部が独立の学部に準じた取り扱いを受けている大学もあり、その独立性の比較的弱い大学もある。また③、④に属する大学でも、事実上教養課程を管理運営する別個の組織をもつものと然らざるものとがある。

これを一般的な制度の問題として考えるならば,以上の四つの類型は,それぞれ特色があり,こくにどの型がすぐれているとはいえない。いずれにせよ,一般教育等が専門教育といちじるしくかけ離れ,相互の連繋が不円滑になることが,大学教育として望ましくないことはいうまでもないが,他方,一般教育等が専門教育にあまり強く従属せしめられ,その相対的独自性が失われることも新制大学の理念に反することである。この間の調和は,かなりデリケートなものであって,上のいずれかの類型によって,このような相反する要請が完全に満されるということは期待し得ない。むしろ,いずれの類型をとるにもせよ,各大学における双方の教育分野の担当者が,その運営にさいして,かかる調和の維持に最大限の努力を払うことが,もっとも必要とされる。

今日,国立大学が,それぞれ異なった組織をもっているのは,それぞれの大学の規模なり,学部の 構成なり,従来の伝統なり,当該大学の教育の方針なりに由来するところが大きい。したがって, この点でも,一律に制度的な規制を施すことは,かえってその運営を困難にする危険があるとい わなければならない。むしろ,各大学がそれぞれの事情に応じて,教養課程をもっとも適切に運 営し得る組織ならびに方策を工夫することが重要であり,実情に即しているというべきであろう。

3. 教養課程の管理運営に関して、『答申』は、「大学が、たとえば教養課程、分校等の運営のために管理組織を設ける場合には、文部大臣の事前の承認または認可を必要とするような適切な措置を講ずべきである」としている。また、「運営法案」は、教養部を置く大学には「学長が評議会の議を経て定めるところにより」「教養部運営協議会を置き」、「教養部における教育方針、教育内容その他各学部との連絡調整に関する重要事項」はこの協議会の「審議を経なければならない」(第13条)としている。

しかし、教養課程の管理は、それぞれの大学の事情に応じて異ならざるを得ないものであり、事実上それは制度の問題であるよりは、具体的な運用の問題である。一般教育等が当該大学全体の教育の方針なり理念なりに応じて、専門教育との間に調和を見いだしながら、充分にその目的を達し得るような方途を発見することは、それぞれの大学の自主的努力に委ねることがもっとも当を得た方法である。したがって、たとえば教養部の設置のように、教養課程の管理組織に関し法令上文部大臣の事前承認を必要とする場合にも、行政上の取扱いを重視するあまり、大学の自主

性を損うことのないよう、慎重な考慮がなされるべきことはもちろんである。

また、「運営法案」のごとく、教養部を置く大学が必ず運営協議会を設置する必要があるとも 考えられない。教養学部なり教養部なりの代表が、学部長会議、評議会等に参加することによっ て目的を達し得ることもあろうし、問題別に連絡委員会等を設置することが、より適当な場合も あろう。教養課程の教育方針、教育内容にしても、教養課程の担当教員組織の自主的判断に委ね られたほうが、教育効果をあげる点ですぐれている面も多いので、機械的に運営協議会等の審議 に付する必要があるとばかりはいえない。

要するに、大学の研究はもちろん、その教育についても、普通教育とは異なり、それぞれの大学の特色を尊重し、これを発展せしめることが大学の使命の達成上必要なのであって、大学教育の重要な一環をなす教養課程についても、各大学の特色に応じた管理運営の方式が尊重され、発展せしめられるべきである。これを画一的に律しようとする試みは、かえって、大学教育の本義を損うことになるといわなければならない。

4. 今日,教養課程について重要な問題は、いわゆる講座制をとっている大学にしても、教養課程については、いわゆる学科目制がとられている(国立学校設置法第7条)が、こういう大学の場合はむろんのこと、全体として学科目制によっている大学の場合でも、専門科目に比して一般教育科目等では、教員の不足や予算の不足が目立っている点である。その結果、本来ならば、比較的小さい学級で、教員と学生との間に密接な人格的接触を保ちつつ教育がおこなわれなければ効果をあげ得ない教養課程が、その理想を達成し得なくなり、かつ、実験・実習等の設備や図書館等の施設についても、事務組織や学生の厚生補導施設についても、教養課程ではとくに見劣りのする傾向がある。さらに、教員の研究費等についても教養課程の担当者の場合にはとくに低いため、教員に適材を得ることが困難になる場合もおこっており、専門課程の担当者との間で適当に人事の交流をおこなうことにより、両課程の調和を図ることに対しても、しばしばそれが障碍となっている。このような不充分な予算や施設をそのままにして、教養課程の改善を管理運営の法制化によって達成しようとしても、目的を達することはできないであろう。上述のような事実上の隘路をなくしてゆくならば、教養課程の管理運営上の困難は、おそらくいちじるしく軽減されるであろうし、それより先のことは、個々の大学の自主的努力に委ねられるべきことである。

第6章 単科大学および分校

1. 大学には、数個の学部を置くことを常例とするが、特別の必要がある場合においては、単に1個の学部を置くものを大学とすることができる(学校教育法第53条)。 ここでは、この1個の学部を置く大学、いわゆる単科大学の管理運営について、その構成の特殊性から、第4章学内機関で述べた点を若干修正する必要があるので、次にその修正を要する点について検討することにする。

まず、検討にさいして、基本となるべき考え方は、単科大学の管理運営の在り方を定めるにあたっては、単科大学のもつ長所を生かすことを妨げないようにすることである。単科大学が総合大学と別に設けられる主な理由は、総合大学にあっては、数個の学部が併存し、しかもそれらの学部の自治にもとづく独立性が強いために、研究と教育の活動が分化しがちであるのに対し、単科大学は特定の目的をもって設置されたものであるから、その目的にふさわしい研究と教育がおこなわれるのに適していることにある。したがって、単科大学の管理運営は、このような統一された研究と教育の目的と理念の実現に適合するようにおこなわれなければならない。その反面、単科大学としては、その講座または学科目の数と種類、教員数、学生数、施設・設備等について適当な規模であることが要求され、その限界を超えた場合には、単科大学として適切な管理運営がおこないがたいことになる。このような場合には、管理運営については、それぞれの機関の名称は異なるにしても、実質上は総合大学に近い方式をとらざるをえないことになるであろうし、そうなれば、単科大学としての組織をそのまま継続することについても再考が必要になってくるであろう。

現在、21の国立の単科大学が設置されているが、それらはいずれもその歴史と伝統を異にしており、また、規模においてもかなりの差が認められる。さらに、たとえば工業大学のように、専門の学芸の分野を基礎として組織されているものもあれば、学芸大学のように、その教育内容が多様で、むしろ教員養成というひとつの目的をもってまとまっているものもある。したがって、総合大学の場合と同じく、単科大学の学内機関の構成や権限を考えるにあたっても、これをいたずらに画一化することなく、各大学の目的や実情に応じた自主的慣行によって定めるべき事項をなるべく広く認めることが適当である。いいかえれば、各大学が、単科大学の長所を生かすことを考えながら、その規模や目的に応じて、管理運営の妥当な方式を発展させてゆくことが期待されるのである。

2. 学内機関

① 単科大学にあっては、1個の学部が置かれるのみであるから、学長のほか学部長を置かないものとする現行の制度(国立学校設置法施行規則第3条但書)は原則として維持されてよいと思われる。もっとも、単科大学に研究所が附置されるときには、そこには研究所長が置かれるから、これとならんで学部にも学部長を置き、総合大学に準じた形をとることも考えられる。しかし、この場合も、単科大学の中心をなすものが1個の学部である点に力点を置くならば、学長と学部長とが別になるときは、大学の管理運営に支障の生ずるおそれもあるからさけるべきだという考え方もあろう。とくに、統一した研究教育活動がおこなわれるべきであるという趣旨からいえば、たとえ研究所長が置かれている場合でも、学長が当然に学部長としての職務をもおこなうことが適当であるかもしれない。

もっとも、単科大学に学部以外の部局が置かれるといっても、その数がある程度以上に増加するときには、学長は、学部に関する職務のほかに、大学全体にかかわる多くの職務を処理しなければならなくなる。そのような場合には、総合大学におけるように学部長の補佐を受けることができないことが、かえって、事務の適切な処理を妨げることも起りえよう。この場合には、事実上総合大学に移行せざるをえないことも生じようが、当面の問題として適当な補佐機関を設ける方法も考慮されていいことである。たとえば、さきに述べたように、すくなくとも現在総合大学においては、副学長を置くことは適当とは考えられないが、単科大学にあっては、その名称はともかくとして、教授のうちから適当な方法で学長を補佐するものを、必要に応じて選任できる途を開いておくことも考えられる。総合大学の場合には学長に事故が生じたときには、学部長の一人が一時代理をする慣行があるが、単科大学の場合、それにあたるものがないことも、このような機関を必要とするひとつの理由である。ただし、この場合にも、それはあくまでも、学長の補佐機関であるにとどまり、単科大学の統一的な意思決定が妨げられないように注意する必要があることはいうまでもない。

なお、「運営法案」は、副学長の任期について、「その任命の際在任する学長の任期中在任する」(第4条第2項)ものとしているが、単科大学に、上記のような学長の補佐機関を置く際には、これと同様に考えてよいであろう。

(2) 単科大学に、評議会を置くことはどうか。 現行法制上では、単科大学においても、当該大学の事情により、 評議会を置くことができるとされており(評議会規則第1条第2項)、 その

権限も総合大学の評議会に関する規定が準用されている。しかし、教育公務員特例法においては、総合大学の評議会の権限は、単科大学においては教授会がおこなうものとされており、制度上まぎらわしい存在となっている。現在、若干の単科大学に評議会が置かれているが、そこでは、教授会またはそれの委任を受ける代議員会が大学の最高の意思決定機関であり、評議会は、学長の諮問機関とされており、総合大学の評議会とはその性質を異にしている。これに対して「運営法案」は、大学に評議会を置く(第5条)と定め、単科大学にも当然に評議会を置くものとし、その構成に若干の差を認めるのみで、権限などは総合大学の評議会と差異はないものとしている。

すでに述べたように、総合大学にあっては、評議会は全学的な意思形成の機関として、大学 全体の管理運営において重要な機能をもつものであり、他方、教授会は学部の意思形成の機 関として学部の重要事項を審議決定するものである。したがって、単科大学において、教授 会のほか評議会を置くことは、その権限の調整をきわめて複雑にし、大学としての意思形成 を困難ならしめると考えられるので、単科大学においては、教授会(もしくは代議員会)を もって大学の意思形成の機関とし、別に評議会を置かないことを原則とするのが適当と思わ れる。

もちろん,以上のことは、全学の意思形成の機関ではなくて、学長の諮問機関として活動し、また全学的問題について調整をおこなう適当な権限をもつ機関を単科大学に置くことを妨げるものではない。単科大学が、学問の発達や教育機能の拡大に伴い、多くの学科をもち、また研究所もしくは研究施設を置く傾向は強まっているから、全学的な総合調整をしなければならない事項は増加している。このような必要のある単科大学において、そのために適切な権限をもつ機関を設けることは考えられていいであろう。ただこのような機関に評議会という名称を与えることはまぎらわしいので、他に別の名称(たとえば、すでに述べたように現行の協議会は廃止するのが適当であると思われるので、それが廃止されたときは、協議会という名称を用いるのもひとつの案であろう)をつけることが望ましい。

② 総合大学においては、法制上の機関ではないが、学部長会議または部局長会議があり、執 行機関全体の組織として活動し、全学の総合調整などの点で有効な機能を営んでいる。前述 のようにこの制度は維持されるべきだと思われる。規模の小さな単科大学にあっては、これ らの機関はもちろん不要であろうが、ある程度の規模をもつ場合にあっては、実情に応じて、 学部内の学科、部、あるいは系の主任、研究所長、図書館長などから成る機関を置いて、全 学の円滑な管理運営を図ることも考えられる。

(4) 単科大学においては、教授会が大学の意思形成の機関であることはいうまでもないが、しかし、大学の規模の拡大とともに教授会が実際上充分にかかる機能を果たせない場合も生じ得る。そのような場合には、代議員会が活用されることになるが、この点については、すでに述べたところと同じに考えていい。

3. 分 校

現在いくつかの国立大学には分校が置かれており(国立学校設置法施行規則第6条第1項,国立大学又は国立大学の学部に置く分校を定める訓令),その管理については、法制上は分校に主事を置くことのみが定められている(施行規則第6条第2項)。分校の問題は,必ずしも単科大学にかぎられるものではないが,現在のところ,多数の分校が設けられているのは教員養成のための単科大学であるといってよいから,便宜上ここでこの問題を考えておこう。

分校の問題は、これを広い観点からみれば、大学の学部、研究所、施設などが地域的に 分散していることから生ずる問題である。このように大学の設置の場所が分散している状態は、新制大学発足時の特殊事情から生じた面が強く、その後漸次改善されて、統合の方向に向いつつあるとはいえ、現在もなお、かなり多くの大学にそのような散在状態が残っている。もとより特殊の研究施設がその性質上地域的に離れることを必要とする場合もあるが、一般的にいってこのような状態は、大学の総合的な管理運営をいちじるしく困難にするものであり、好ましいものとはいえない。したがって、大学の適正な管理運営の面からいっても、大学の部局が集中することが望ましく、そのために現在存在する諸々の障碍の一日も早い克服が期待される。

分校の場合には、相互に独立性をもつ部局が分散しているのでなく、1個の大学あるいは学部が、各地域に分散しているのであるから、その総合的管理はいっそう困難になる。このような場合、意思形成の最高機関である教授会も、年に1回ないし数回開かれるにとどまることが多いし、代議員会もまたそれほど頻繁に開かれるわけではない。分校の管理運営は、ほとんど分校主事を長とする分校の教官会議によっておこなわれることになるので、分校の独立性が強くなるのは必然的傾向である。それだけに大学あるいは学部としての統一した意思の形成は困難にならざるをえないであろう。このような場合には、単科大学といっても、単科大学としての長所は大幅に失われる可能性が大きいのである。したがって、これらの分校を集中統合する等の措置をとることが望ましい。

第7章 大 学 院

1. 大学院については、今日検討されるべき多くの問題がある。大学院は、これまでは、比較的少数の学生に対し、高度に専門的な教育を施し、専門的研究者を養成することを目的とするように考えられてきたのであるが、最近では、とくに理工系を中心としてきわめて多くの学生が大学院に進学するようになり、なかには、学部学生より多数の大学院学生を擁する部局をもつ大学さえ生ずるにいたっている。これは、今日の発達した学問の水準に照らして、比較的高度の学芸を身につけた職業人の養成のためにも、修士課程程度までの教育が不可欠になっていることを反映したものであり、今後ともおそらくこの傾向は強まるであろうと考えられる。したがって、さきに第5章教養課程において述べた大学の修業年限の問題とも関連させつつ、大学院制度そのものに再検討を加えなければならない事態が迫っているといえよう。

大学院の教育が、このようにその性格を変えていくとすれば、大学それ自体の性格にも種々の影響が及ぶであろうが、当面、大学の管理運営の面からいっても大学院学生の数が増加してくると、これまでのような学部中心の方式には種々の問題が生ずると考えられる。したがって、大学院の制度とならんでその管理運営方式についても根本的に検討を加えなければならない時期がやがてくるであろう。

しかし、それらの問題は将来の検討に残すこととして、ここでは、現行の大学院に関連する管理運営問題についてとりあえず検討することにする。

2. 大学院の管理運営については現行法にはなんら規定がない。また、その具体的運営組織も大学間で種々の差がある。概していえば、大学院の研究科が学部と直結されている大学においては、大学院の管理運営も学部と事実上一体化されておこなわれているが、研究科がいくつかの部局にまたがる形で組織されている大学にあっては、研究科委員会が学部における教授会と同様に直接管理運営の任にあたり、また、複数の研究科のある大学では、別に大学院協議会等の全学的組織を通じて研究科相互の連絡調整が図られる機構になっている。また、後者では研究科委員長が評議会に加わっている例もある。

この前者の場合には、大学院の管理運営について特別の問題がおこることはすくないが、後者の場合には、すくなくとも制度的には、大学院担当の教員は、学部もしくは研究所の教員である

と同時に大学院研究科の教員でもある関係上、両者の調整上問題を生ずるおそれがある。しかし、大学院をすべて前者の型に統一しなければならないということにもならないであろう。事実、多くの学部・研究所をもつ比較的規模の大きい大学の場合には、後者のような大学院の組織が、研究・教育上多くの利点をもつこともまた否定することはできない。それゆえ、管理運営上の多少の困難を運用上の配慮でできるかぎり克服しつつ、後者のような組織をとることも、それぞれの大学の規模、学部・研究所の構成、当該大学の大学院の研究・教育に対する理念等々、さまざまの具体的条件によって、当然認められていいことであって、一律に特定の制度を決めてしまうことは、必ずしも適当な措置とはいえない。

- 3. 『答申』は大学院の管理運営については触れるところがすくないが、ただ、その注におい て、「大学院大学の管理運営については、大学院が相当の程度の専任の教員と専用の施設をもち、 その自主性を確立することとあいまって改めて検討する必要があろう。」と述べている。 大学院 がある程度の自主性をもつべきことは、当然のことであろう。しかし、現状において、大学院が 専任の教員と専用の施設をもつことが是非必要かどうかは、なお、慎重に考慮されるべきことで ある。もちろん、今日多くの国立大学の大学院が、その施設においても、教員組織においても、い ちじるしく貧弱であり、大学院の研究と教育が、教員に多大の負担増加を、学生に耐乏を強いる 結果になっている現状はあたうかぎり速かに改められなければならない。また,大学院学生に対 する育英資金がはなはだ不充分なことが、学生の負担を大きくし、人材を大学院に確保すること がしばしば妨げられている点も、同様急速な改善を要する点である。ただ、この施設・人員の充 実という場合,学部・研究所の施設や人的組織(事務組織をふくむ)の充実を通じてそれをおこ なうのがいいか、大学院の専用施設なり専任教職員の新設を通じておこなうのがいいかは、にわ かに決定しがたいことである。後者は、大学院の研究・教育について責任の所在を明確にする点 ではすぐれているかもしれないが、大学全体としてみれば、その組織をますます複雑にし、多元 化することになって、かえって管理運営上の困難を増加することになりかねない。いずれにせよ、 とりあえず学部・研究所の人員および施設の拡充を通じて、大学院の研究・教育の充実を図る一 方、すでに当協会が着手しているごとき根本的な制度の検討を急ぐことが必要である。
- 4. 「運営法案」は大学院については、当該研究科の教育指導を担当する教授の全員よりなる研究科委員会を置くことを定め、研究科における担当教官の選定、学生の身分、学位の授与その

他教育および研究に関する必要事項は、その審議を経べきことを定めている(第14条)。 この研 究科委員会の運営が全学的にいかに調整されるべきか、評議会に対し委員会がどのような関係を もつかについては、直接触れるところがない。

現行法においては、大学院の研究科委員会についてはなんちの規定がないから、法制の整備という点からいえば、この程度の規定は必要なのかもしれない。ただ、事実上学部と大学院とが直結する形になっている場合、とくに研究科委員会を別個に設けることが必ず必要かどうかは問題である。また研究科委員会の構成員を教授にかぎることは、助教授も所定の経験年数を経たものは大学院の研究・教育の指導に参加することが一般的である現状からみても、また大学院では研究・教育が学部よりはるかに専門化・特殊化しており、したがって、これらの者の参加がより強く要求される側面のあることからみても、必ずしも実情にそった考え方ではない。それゆえ、将来大学院の研究科委員会につき法的根拠を与えることが必要になるとしても、その規定は、いっそう弾力的であることが必要であろう。

第8章 附置研究所

1. 最近の学術の発展に伴い,大学に研究所が附置されることが多くなり,したがって,学内におけるその重要性もますます増大している。これらの研究所は専任の研究者をもち,専用の施設をそなえて,研究所設置の目的である研究を追求する機関であり,現在の大学の研究・教育にとって,その重要な一部をなすものであることはいうまでもない。さらに,いくつかの研究所は,いわゆる共同利用研究所として特定の大学に附置されているが,これは,国立大学の教員その他の者で当該研究所の目的である研究と同一の研究に従事するものに,広く利用させるためのものである(国立学校設置法第4条第2項)。巨大な施設を必要とし,同一の研究に従事する全国の専門研究者の協力を要求されるような研究目的については,このような共同利用研究所のほうが,将来の研究所の在り方をしめしているともいえる。

大学附置の研究所については、その現状において多くの問題がある。とくに共同利用研究所は、その設置の趣旨や規模などからみて、それを特定の大学に附置することについては問題があり、将来の在り方については考慮が必要であろう。しかし、そのような根本問題については、当協会では別に検討をする機運になっているので、ここではそのような問題について立ち入ることをさけ、大学の当面の管理運営に関連する限度で、附置研究所の在り方を検討しよう。

2. 附置研究所の内部の管理運営

まず、附置研究所の内部の管理運営の在り方はどうあるべきか。これについて、『中間報告』は、簡単に「大学に附置されている研究所については、原則として学部に準じて取り扱うことが適当である。」と述べるにとどまっている。現在とはいちじるしく異なった制度の附置研究所、たとえば、研究所には専任の教員を置かず、あるいはきわめて少数の専任教員を置くにとどめ、研究所のたてる特定の研究計画にしたがい、広く研究者を招いてその研究施設を利用する研究の機会を与えるというような制度のものが創設された場合には、おのずから異なった管理運営の方式がとられなければならないであろう。しかし、研究所の制度を現状のままで継続させることを前提とするならば、前記の『中間報告』の立場は、現在も改めるべき理由はない。したがって、学部についてすでに述べたところは、学部学生の教育、厚生補導など、とくに学部にのみ関係する事項を除いて、研究所の管理運営にもあてはまるといってさしつかえない。「運営法案」が、学部の管理運

営について定めるところは多くの問題をふくんでいることは前述のとおりであるが、ともかく、それも学部と研究所の管理運営は同じものであるべきことを明らかにしている(第3条第4項、第9条、第10条第3項、第11条)。そこで研究所長の選考・職務権限・任期などは学部長に準じて考えてよく、教員の人事は学部の教員と同一に取り扱われ、教授会の構成・権限も、学部教授会に準じて考えていいであろう。ただし、創設中の研究所で専任の教員がいちじるしくすくない場合には、教員等の選考については、当該研究所が関係の学部ないし研究所等と協力しておこなうことが適当である。

もっとも, 共同利用研究所については, 異なる取り扱いをすべきであるという意見があるかもし れない。共同利用研究所は、広く全国の研究者の利用に供されるものであるから、研究所内部の 自主的な管理運営にすべてを委ねるのではなく,広く共同利用をおこなうべき専門分野の研究者 の意見をその管理運営に反映させるべきであるというのが、その論拠と考えられる。たしかに、 その研究所の施設や設備が,広く共同の利用に供せられているのであるから,そのような共同利 用の実をあげるために,学外の研究者その他の適当なものの意見をきくことは必要であり,その ようなものの参与する機関を設けることはさしつかえないであろう。現に,共同利用研究所にお いてはその名称はともかくとして、このような機関を設けているのが一般である。このような機 関が、研究所の管理運営について、どのような権限をもつべきであるかは、共同利用研究所の在 り方と関連して今後慎重な検討を必要とするものであり,そのさい研究所が設置された目的を実 現することが妨げられないように配慮しなければならない。 しかし,もしこのような機関が研究 所の管理運営について, その管理機関に助言を与え,諮問に応え,あるいは意見を述べるにとどま らず,教員の人事その他の管理運営について審議決定する権限をもつことになると,当該研究所 の自主性のみならず、その附置された大学の自治に対しても影響を及ぼすおそれがある。共同利 用研究所も,それが特定の大学に附置されているかぎりは,このような大学の自治にもとづく制 約をうけざるをえないのであり,それでは研究所が充分にその機能を発揮できないというのであ れば、そのような研究所は特定の大学に附置されるのが適当かどうかを考えてみなければならな いことになろう。もちろん、以上のことは大学附置の共同利用研究所が、自主的に、学外の意見 や助言をとりいれることを妨げるものではないし,研究所の機能を生かすために,そのような運 営方法をとることが望ましい場合の多いことは明らかであろう。特定の大学に附置されている以 上、研究所に所属する研究者は、大学全体の方針に従わなければならないが、その施設を利用す る学外の研究者との間に,互の信頼を基礎に良識をもって協調してゆく関係があれば,大学の自

治をまもることと、共同利用の成果をあげることが矛盾することなく調和されるものと考えられる。

3. 大学の管理運営に対する参与

附置研究所は、大学に置かれる部局として、大学全体の管理運営にどのように参与すべきであろうか。 附置研究所の教員もまた、大学の教員として、原則として学部と同じ地位においてそれに 参与することは当然であろう。 たとえば学長の選挙人の範囲を定めるにあたって、学部と研究所を差別する理由は一般にはない。 また、研究所長が評議会あるいは部局長会議の構成員となるべきことは、現行法の認めるところでもあり、またそれを維持すべきことは、すでにそれらの機関の構成について述べたところで触れているとおりである。

ただ問題は、大学の管理運営のあらゆる面において、附置研究所が学部と等しい地位を占めるのが適当かどうかである。このことは具体的には、全学の意思形成の機関である評議会の構成についてとくに問題になるであろう。現行法においては、研究所からは原則として所長のみが評議員となっているが、学部からは学部長のほか2名の教授が評議員となることになっている。もとより、大学の事情により大学の重要な職にあるものを加えることができるのであるから、大学の慣行や事情によっては研究所からも学部と同数の評議員を出すことも妨げないであろうが、学部が学部学生の教育を担当しているのに対し、研究所は学部段階の教育に対して直接責任を負う立場にないことを考えれば、現行制度には妥当性が認められる。そして、このような理由は、大学に各種の委員会や審議会の機関を置く必要が生じたさいにも、その構成を考えるときに考慮されていいことであろう。

第9章 財政および事務機構

1. 以上,大学自治の中核をなす人事および学内機関の管理運営に関して,当協会の所信を述べてきた。ところで,従来大学の自治が問題にされるさいには,通常,以上の諸点に論識がかぎられてきた観がある。いうまでもなく,大学自治の維持・発展のためには,これらの点が大学の自主的判断にもとづいて,遺憾なく運用されることが不可欠の条件であるから,それはきわめて当然のことであったといっていい。

しかし、大学自治をいっそう強化し、発展させるためには、これまで世間一般はむろんのこと、大学自身も比較的強い関心を払わなかったが、じつは大学自治に対してきわめて重大な関係をもつ次の二つの事項が、然るべき態容をそなえるようになることが必要である。それは大学財政および事務機構である。

この二つの事項の大学自治にとっての重要性については、あらためて論ずる必要はないであろう。財政のほうは、大学にとっても、その研究および教育上のあらゆる活動の物質的基礎である。したがって、大学の財政が、大学の機能が充分に発揮できるように対応して運用されないならば、大学の活動はそのためにいちじるしい掣肘を受けることになり、はなはだしい場合には、大学自治は名目だけのものになってしまう危険もあるわけである。また事務機構は、大学の研究・教育の円滑な運行のために不可欠の組織であり、それが能率的に、かつ大学の目的とするところにふさわしく運営されえないならば、これまた大学の活動はいちじるしく制約を受けることになり、いかに大学自治をとなえてみても、実体を伴わないものになる危険性が大きい。事務機構については、いうまでもなく、組織・制度の面と、職員人事の面と、両面があるが、この両面にわたって、大学の要求に充分応じ得る運用のおこなわれることが、どうしても必要な条件である。

2. こういう意味で、この二つの問題は、大学自治に至大な関係をもつのであるが、教員人事や学内機関の管理運営とは異なって、財政や事務機構には特殊な条件があり、一方的に大学がその自主的運用を主張しえない点のあることは、いうまでもないことである。すなわち、大学財政についていえば、国立大学の場合には、そのほとんどすべてが国の財政によって賄われている。そして国の財政は、いうまでもなく、国会の審議を経たうえで、厳密に財政・会計法規にしたがって運用されなければならないものである。いかに大学自治の伸張が必要であるからといっても、民

主主義の基本的な条件のひとつであり、憲法によって定められた主権在民の原則の重要な保障の ひとつでもある国会の予算審議権をみだりに侵害しえないことはいうまでもない。

また、事務機構についていえば、大学の事務といっても、そのかなりの部分は一般の行政事務と 共通した性格をもっているし、大学の事務系職員は、国立大学の場合には行政職公務員である。 そのかぎりで、大学の事務機構も、国の一般的な行政事務処理の原則に服さなければならない側 面があるのは当然のことといわなければならない。学長、学部長、その他の教員にしても、行政 事務の執行の責任者たる資格においては、やはり一般的な原則に従わざるをえないであろう。た とえば、学部長は、学部の研究・教育の面では学長の指揮命令に服する関係にはないが、予算の 執行や物品管理その他行政事務の執行の責任者としては、学長の指揮命令に服する関係にある。 学長・学部長等に一定の範囲で専決権が認められるのも、主としてこの点と関連している。

さらに、事務系職員の人事は、教員人事と異なって、大学が自主的に処理しきれない面をもっている。公務員制度それ自体の運用として、次のような慣行が望ましいか否かという議論は別として、今日行政職公務員は一般にその部署を転々と変えながら、しだいに上級の職に昇任していくのが慣行になっているのに対して、個々の大学の内部ではむろんのこと、国立大学全体を考えても、このような流動性を大学だけの範囲で維持することには困難が伴うからである。

このような事情を考えるならば、財政ならびに事務機構の面では、大学がどこまでその自主性を主張し得るかは、かなりデリケートな問題をもっている。大学もこの点では、一般的制約に服することを承認しなければならない点が、多かれすくなかれ存在することを否定することはできない。

これまで大学側がこの問題について,強い主張をもたなかったのには,こういう背景があった とも考えられる。

3. しかしながら、このような制約は別として、現行の制度がそのまま是認され得るかどうかについては、相当問題がある。たとえば財政にしても、むろん、国会の予算審議権はこれを充分尊重しなければならないが、だからといって、大学の予算がすぐに一般行政機関と同じ方式で経理されなければならないということにはならない。財政法は、国会、裁判所および会計検査院については、予算の作成につきある程度の特例を認めているが(財政法第18,19条)、それと同じ精神に立って大学予算についても、その特殊性にかんがみ、国会の審議権と抵触しない範囲で、特別の取扱方法を認めることは、充分考慮されて然るべきことであろう。国民が大学に期待する

ことは、その使命を最高度に達成することであるから、予算の審議や執行についても、財産の管 理運営についても、それにふさわしい方法が必要である。

同じことは、事務機構についてもいえよう。国の事務処理が法規にしたがっておこなわれ、公務 員が所定の服務規律にしたがわなければならないことは当然であるとしても、大学の事務が一般 の行政機関と同様に取り扱われ、大学の事務系職員が一般の行政職公務員と同じ服務に服するこ とが適当であるということにはただちにはならない。

現行制度は、財政の点でも、事務機構の点でも、大学の特殊性に対する適切な配慮を欠き、大学 を一般行政機関なみに取り扱おうとし、また、事実取り扱っている。そのため大学の機能の安定 した計画的な発揮がしばしば阻害されている事実は、率直にこれを認めなければならないであろ う。国会ならびに政府が、この点についていっそうの考慮を払うことを当協会として切に要望し たい。

4. 大学財政の運用については、すでに『答申』も、「国立大学がその目的・便命を達成するためには、財政の上で、一般官庁と異なり、可能な限り、自主性を確保する必要がある」ことを認め、そのための方途として、「教育研究の長期計画に即応する予算措置」、「予算執行上の弾力的運営」および「寄付金の受入れ使用」の3点を指摘しているが、これは大体において当を得ているといえよう。

また当協会は、昭和39年度から国立学校特別会計制度が発足するにさいし、『国立学校特別会計制度についての意見』(昭和39年1月23日)を当局に提出し、その後文部省との間に「国立学校特別会計制度協議会」を設置して、この制度ならびにその運用の改善につき鋭意研究をし、また、結論を得たものについてはその実現に努力しつつある。当面の問題としては、この協議会を通じて、当協会のさきの意見をあたうかぎり実現するよう努力することが必要である。

- 5. 事務機構の問題としては、次のような諸点の改善がさしあたりの問題である。
- (I) 国立学校特別会計制度との関連においてすでに要請されている点であるが、会計・物品管理等の現行制度を大学の実情に応じて簡素化し、通常の行政的事務の量を大幅に減ずることがまず必要である。今日では、大学もこの点で一般行政機関とほぼ同様の方式を要求されているために、大学の研究・教育の面で隘路が生じているばかりでなく、事務機構がいちじるしく厖大複雑なものとなり、学長・学部長等にいたるまで、本来の研究・教育面の管理運営に専

- 念しえない状況がつくりだされつつある。また,大学の事務系職員には,大学の研究・教育・学生の厚生補導等の側面で、教員を補佐し、大学の使命の達成を図る重要な任務があるにもかかわらず、その面では、かえっていちじるしい手不足がみられ、ひいては、教員の負担の加重、研究・教育等の停滞が生ずることが避けられない実情でもある。
- ② 次に、事務系職員の職制についても、現行のように、行政官庁と同様な制度でよいかどうかは検討を要する。とくに、事務系職員については、職制上の地位と給与とが関連せしめられているために、研究・教育の補助者として、特殊な技能や長年の経験を要する職務に、人材を確保することがいちじるしく困難である実情については充分反省されなければならない。
- ② 最後に、事務系職員の人事であるが、本来、大学の事務系職員は、学長・学部長の監督 命令を受けて事務を処理する(国立学校設置法施行規則第28,29条)ものとされている。ま た、それぞれの大学には、固有の伝統と方針があり、事務系職員もそれを理解し尊重しつつ 職務にあたることが要求されていることはいうまでもない。これらの点からいえば、事務系職 員の人事については、学長もしくは学部長が、専決権をもつことが当然ともいえるであろう。 しかし、現実には上述のように、事務系職員の人事を一大学内だけで処理することは不可能 であるし、望ましいことともいえない面もあるので、文部省が人事の流動性について斡旋・調 整の役割を果たすことは、容認されなければならないであろう。しかし、大学側の上述のよう な要求は充分尊重されるべきことであるから、文部省は大学の事務系職員の任免・移動・昇 降任等の発令については、大学側と充分協議し、大学側の意見を尊重したうえでこれをおこ ならべきである。従来このような慣行は、多少とも維持されてきたが、大学ごとにその尊重 の程度に差別があったり、ときには、大学側の意向を無視した人事がおこなわれたりする例 もまたすくなくなかった。また大学側も,この問題の重要性に充分思いをいたさない傾向の あったことも事実である。この点では文部省と大学とが協力し、よき慣行の育成に今後とも 努めなければならないであろう。同時に、事務系職員人事の流動性を大学間において、あた うかぎり維持するために、国立大学相互間はむろんのこと、公私立大学との間にも、協力関 係の樹立に努めることも考慮されるべきことである。

第10章 国立大学協会の役割

1. 以上において,国立大学の管理運営がいかにあるべきかについての当協会の意見の大綱を述べたが,最後に,当協会の役割について基本的な問題のいくつかを検討することにする。

以上述べたところからも明らかなように、大学の管理運営については、各大学が自主的な立場に立ってすぐれた慣行を成熟させ、大学という組織にふさわしい信頼と良識のもとに運営がおこなわれることが重要である。もしある大学において、円滑な管理運営がおこなわれていないとすれば、まず何よりも当該大学の学長以下すべての数員が自主的にそれを改善する努力をすることが要請される。このように当協会の意見は、大学の自治を基底とする大学の自主性をどこまでも重んずる考え方に立っているのであって、制度の組織や運営においても、各大学の伝統、慣行、実情などを考慮して、これを画一的なものとせず、できるだけ弾力的な指針を掲げているのもその理由にもとづいているのである。それだけに、各大学が管理運営について負う責任は大きいといわなければならない。

大学の自治は、あくまで尊重されるべきものであるが、それだけに、自治に伴う責任も重大である。大学がいたずらに「大学の自治」を絶対視し、独善的な管理運営をおこなうならば、社会・国家の信頼と期待に応えて、その使命を果たすことはけっしてできないであろう。各大学は、大学の自治に名をかりて、これを濫用することなく、大学に高度の自主性の与えられている理由を深く省察し、社会の信頼を受けるように大学を管理運営する義務を負つていることをあらためて強調しておきたい。

過去において、大学のうちに、その管理運営について世上の批判を受けるような事態を招いたもののあったことは、遺憾ながら率直にこれを認めなければならない。また、いまにして大学が充分に反省をおこなうことがないならば、そのような事態が将来起りえないとはいえないであろう。そのような不幸な事態を招かないためには、すべての大学がその管理運営についてきびしい責任を自覚することが強く要請される。そして以上述べてきた当協会の意見は、多くの場合、これまで先輩が不断の努力によって育成してきたすぐれた慣行を基礎とするものであるから、すべての大学によって充分に参考とされることを期待するものである。

2. 大学管理運営に関する現行の法制には、たしかに不明確な点がすくなくない。これは戦後に制定された法令が、必ずしも体系的な検討なしに随時につくられたことや、大学との充分な連繋を欠くままに、大学の理念や経験に即することなしにつくられたことによるものであろう。昭和37年の春大学管理問題がとりあげられたとき、一部には、大学の管理運営に欠陥が生ずるのは、このような法制上の不備によるのであり、早急に法制を整備する必要があるとする議論があった。しかし、すでに『中間報告』も指摘しているとおり、そのような議論は、大学の管理運営に対する正しい認識を欠くものであって、大学の管理運営の改善は、通常の行政機関の場合のように、法令の改正その他の国家的措置によっておこない得るものではなく、あくまでも、大学の使命に対する自覚と反省のうえに立つ自主的な慣行の樹立にまつべきものである。

しかし、現在において、冷静かつ慎重に、現行の法制の不備を修正し、これをいっそう明確な、疑義の生じないものにすることは望ましいではないかという意見もあろう。現在のように、大学の管理運営についての法規が、法律、省令、訓令などに散在し、しかも、不備であるのを改めることは、ある意味では適切であるといえるかもしれない。この意見書のうちにも、たとえば協議会を廃止することが望ましいとし、また、大学院研究科委員会に法的根拠を与えることなどは考慮に値いするとしている箇所があるが、これらについても法制の改廃が必要になってくる。したがって、当協会としても、このような不備を補い、法制を整備する限度においては、あえて異論をとなえるものではない。しかし、この場合においても、次の諸点を考慮することがきわめて重要である。(1) すでに、繰り返し述べてきたように、大学の管理運営については、大学が自主的に成熟させてきた慣行を重んずることが重要であり、すでにすぐれた慣行が成立して、円滑な管理運営がおこなわれている場合も多い。大学の管理運営に関する法制は、何よりもこのようなすぐれた

(2) 大学の管理運営に関する法側は、あくまで、それが大学における機関相互の信頼関係に立脚しておこなわれることを前提にするものでなければならない。いわゆる法側化の基本的な発想において、このたてまえに反するものがあるときは、名目上は不備不明確の修正にとどまるとされても、大学は法制化を受け入れることはできないであろう。これまで、法制化が大学側の賛成を得られなかったひとつの理由が、その基礎に、あるいは文部大臣などの「外部管理」を強め、あるいは大学の管理運営のうちに、機関の権限を基礎とする指揮監督の関係を中心とする考え方をもりこむなど、大学の管理運営の基本的たてまえに反するものがあったことに、思いをいたしてみる必要がある。

自主的慣行を基盤とするものでなければならない。

- (3) しばしば指摘したように、大学の管理運営の方式は、それぞれの大学の伝統、慣行、その他の諸事情などによって異なるのが当然である部分が大きく、したがって、各大学がその特殊性に応じて自主的に定めることを広く許容するものでなければならない。もし、このような管理運営上の弾力性を認めず、それを上から画一的なものにしようとするならば、大学はその機能を適切に果たすことができなくなるおそれが強い。法令はともすれば、一律に規定される傾きがあり、弾力性に乏しいうらみがある。したがって、大学の管理運営についての法制をつくる場合にも、このような大学の自主性を認めるゆとりのあるものであるよう、きびしく注意をしなくてはならない。
- (4) 大学の管理運営に関する法制の整備改善にあたっては、性急に作業を進めるのではなく、 当協会をはじめとして、すべての大学と緊密な連繋を保ち、その意見を充分にきくだけの慎 重な手続きがとられる必要がある。このような慎重な手続きがとられてはじめて、大学の管 理運営のための法制は、すべての大学の自主的、積極的な協力を得ることができるし、制定 後それが適切に運営されることになるであろう。
- (5) 大学は本来、政治的に中立であるべきものである。したがって、大学の管理運営に関する 法制化の問題が政治的な争いの場の渦中にまきこまれ、論議されるようなことは絶対に避け なければならない。そのような状況のもとで法制化が進められるときには、将来の大学の運 営に大きな障碍を残すばかりでなく、またそこでは、大学の本質を損うような規定がもりこ まれるおそれがある。大学の管理運営をめぐる問題は、研究と教育の場である大学にふさわ しい冷静な状態で慎重に論議されなければならない。
- 3. 以上述べてきたところから明らかなように、大学の管理運営は各大学が自主的にすぐれた 慣行を育成することによって適切におこなわれるものであって、法令による規制や行政上の監督 によっては円滑な運用が望めない。しかし、事情によっては、ひとつの大学かぎりでは円滑に処理 することが、かなり困難な問題も生じ得るであろう。このような場合には、各大学の相互の協力によって、事態を解決することが望まれる。すべての国立大学が、他の大学の事態を対岸の火災視 するのでなく、国立大学全体の問題として、共同連帯の意識をもって、その解決に助力する必要 がある。このような助力にあたって、当協会の果たす役割の大きいことは、『中間報告』の指摘するとおりであり、ここに繰り返す必要はない。当協会は、各大学の自主的努力を基礎とし、それぞれの大学の自治を充分に尊重することをたてまえとしながら、大学相互間の協力援助の指置を図

ることによって、大学の自治を真に生かす資務を負うものである。

当協会は、このような趣旨にもとづいて、昭和38年2月28日、「国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として」(大学運営協議会規程前文)、大学運営協議会を、当協会の内部組織として発足させた。この組織は、国立大学の管理運営の改善に寄与すること、および国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力することを任務としている(同第2条)。この協議会は、すでに管理運営の改善に寄与するために、大学の管理運営に関する資料の蒐集整備をおこなってきたほか、管理運営の改善に資するための方策の研究に努力をかさねてきた。この意見書も、そのような努力のひとつのあらわれにほかならない。

大学運営協議会の助力は、解決の困難な問題を生じた大学に対して、自主的な解決ができるよう 援助するものであり、具体的には、有効かつ適切と認める助言その他の方法を講じたり、必要と認めるときは、当協会の総会に助力の経過を報告し、その意見をきくという措置をとるものである。もとよりこのような機能は、法的効力をもつものではない。しかし、国立大学の共同連帯の意識のうえに立って、当該大学の自主性を充分に尊重しながらおこなわれるこのしくみは、適切に運用されるならば、大学の管理運営上生じた困難の除去に大きな役割を果たすものと考える。そして、このような方法こそが、かりに一大学で処理できない問題が生ずるという不幸な事態が起った場合に、その大学の管理運営を改善してゆくための最善の方法であろう。国立大学協会、とくに、大学運営協議会は、このような重大な責務を充分に自覚していることをここに明らかにしておきたい。

. .

(昭和37年第25回総会決定)

大学の管理運営に関する中間報告

(附) 会長談話

国立大学協会

会 長 談 話

昭和37年9月第25回総会において「大学の管理運営に関する中間報告」決定の際の談話

本日,国立大学協会は、当協会第1常置委員会が提案しておりました大学の管理運営に関する中間報告案を一部修正の上、これを採択しました。この報告案は、去る7月31日に第1常置委員会によって提出されたものでありますが、爾来、月余の間、特に暑中にも拘わらず、各国立大学は、大学の管理運営に関する問題は、大学自らの問題であるという自覚の下に、それぞれ独自の立場に立って、この報告案を異常の熱意を以て慎重に検討を続けてきたのでありまして、その結果に基づき今回の総会において慎重に審議したすえ、中間報告案を支持すべきものとの結論に到達した次第であります。

大学の管理運営は、多年の伝統の下に、大学自らの責任においてなされて参りました。このような大学の自治は、大学がその機能を真に発揮するために不可欠のものであります。この報告は、大学自治の原則に立脚し、これを一層充実させるために、大学が自ら管理運営の改善をはかって行く際に参考とされるべき基準を述べたものであります。

この報告の中にも述べておりますように、大学の管理運営の改善は、法令の改正によって直 ちにその目的を達成しうべきものではありません。むしろ、各大学が、この報告に述べられているところを参考として、自らの自覚と反省によってよき慣行の樹立に努力するとともに、全大学が、相互に協力することこそ、大学の管理運営の改善のための最善の方途であるとわれわれは考えております。従って、現在、大学の管理運営上の欠陥があるとしても、大学のこのような自主的な改善に期待することなしに、一概に立法措置をもってこれを是正しようとすることは、決して採るべき途ではないということを、この際特に一言して置きたいと存じます。なお、この報告の中で、若干法規の改廃にふれておりますが、その趣旨とするところの根本は、これに異なるところはないのであります。

この報告は、中間報告でありまして、われわれは今後さらに検討をしなければならないものでありますが、これが全国立大学の支持を受けたことには、極めて大きな意義があると考えております。政府、中央教育審議会その他関係諸方面におかれては、この全国立大学の意とする

ところを慎重に考慮されるよう特に要望する次第であります。

大学の管理運営の改善には、この報告に掲げられているように、各大学の共同連帯の意識に 基づく協力が、この際、特に重要であります。この意味において、大学運営協議会(仮称)は、 全大学の協力の中心となるべきものとして、極めて重要な役割を担うものであります。その具 体的な任務・組織及び運営については、さらに慎重に検討しなければなりませんが、そのため に直ちに準備委員会を発足させることにいたしました。

大学が社会と密接な関係をもち、これに対して重大な責任を負っておりますことは、いうまでもありません。しかし、その責任は、何よりまず、大学が学問の研究と教育においてすぐれた業績をあげることによって果たされるのでありまして、そのために学問の自由と大学の自治が欠くことのできない条件であることは、すでに申したとおりであります。われわれは、この重大な使命とこれに伴う責任を深く自覚し、社会・国家の負託にこたえるべく最善の努力を払うものでありますが広く一般におかれても、この大学の使命を理解されるとともに、大学の活動に対して一層の支持と激励を与えられるよう心から望むものであります。

昭和37年9月15日

国立大学協会会長 茅 誠 司

大学の管理運営に関する中間報告

目 次

Ī		え	が	.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(81)
第	1	2	学長	の選	【考および任命	(83)
	1	7	学長	の選]考······	(83)
	2	<u> </u>	学長	の任	- 命······	(84)
第	2	2	学部	長,	教員の任免および身分取扱	(85)
	1	2	学部:	長の	選考および任命	(85)
	2	ŧ		の選	【考および任命	(86)
	3	刁	枚員	の不	·利益処分······	(86)
第	3	ŧ	劦識	会,	評議会および教授会の構成	(86)
	1	ţ	弱	識	슾	(86)
	2	â	平	譲	슾	(86)
	3	4	枚	授	슾	(87)
第	4	7	大学	:の誰	「機関の地位,権限および相互の関係	(87)
	1	5	大学	:の語	後関相互の関係および調整に関する原則	(87)
	2	=	学長	:の地	2位および権限	(88)
	3	ii ii	平識	会の)地位および権限	(88)
	4	4	学部	長会	≋議または部局長会議	(89)
	5	2	学部:	長の)地位および権限	(89)
	6				地位および権限	
	7	ß	付置	研究		(90)
	8	3	負	会そ	- の他の機関	(90)
第	5	₽	国立	大学	協会の役割	(90)
あ		٤	が	き	······································	(92)

大学の管理運営に関する中間報告

[註] 原文は縦書であるが、編集の都合 により原文のまま構掛とした。

まえがき

1 憲法に「学問の自由」を保障しているのは、学問とその進歩が人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にとって、重大な使命を果すものであるからである。学問の進歩のためには、その研究が、外部の政治的・経済的・社会的・宗教的な勢力によって干渉されることなく、自由に行なわれるように保障されなければならない。「大学の自治」は、この意味での「学問の自由」の当然の帰結であり、その具体的表現として認められるべきものである。長い歴史の発展の過程において、「学問の自由」特に「大学の自治」が学問の進歩発達をもたらし、人類の福祉と社会・国家の発展と繁栄にいかに大きな貢献をしてきたかについては、今更ここに述べるまでもない。

かような意味での「学問の自由」を守り、「大学の自治」を確保するためには、大学の学長、教授その他の教員の任免等の人事権をはじめとして、研究と教育を中心とする大学の管理権が、大学に確保されることが不可欠の要件といわなければならない。この要件がととのえられて、はじめて大学がその本来の使命を適切に果すことを期待し得るのである。

2 わが国における大学の歩みをかえりみると、多年にわたるいくたの先輩の不断の努力によって、大学は、それぞれに良い伝統と優れた慣行を作りあげ、社会・国家の要請に応じて、その使命を果してきたということができる。ところが、戦後、大学管理に関して制定された法令は、必ずしもすべて大学の理念と経験に即した適切なものとはいいがたく、規定そのものに不備不明確な点があり、大学の中には、大学の管理運営について、世の批判を受けるがごときものがあることは、卒直にこれを認めなければならない。しかし、このような大学においても、その管理運営の改善は、大学各機関の崇高な使命の自覚と反省により、自主的にはかられるべきものであって、一般の行政機関の場合のように、単に法令の改正や命令または処分等の措置によってそれを期することは、そもそも無理である。かような措置は、かえ

って「学問の自由」,「大学の自治」を破壊し、角をためて牛を殺すのたとえに堕する危険を 有するものといわなければならない。

3 こんにち、一部に、現在の大学の管理運営の欠陥は、もっぱら現行法制の不備に由来するもののように考え、早急に、現行法制の改正を断行すべきであるとする論があるように見受けられるが、それは、大学の管理運営に対する正しい認識を欠くものといわなければならない。大学は、それぞれ、特殊の具体的条件のもとに置かれており、その条件を活かしながら、その使命とする研究および教育を通して、社会・国家の負託にこたえるべきものであって、大学の管理運営も、その具体的条件に即しつつ、その機能を最高度に発揮し得るように行なわれることが大切である。したがって、大学の管理運営制度は、法令によって画一的に律されるようなものであってはならず、各大学がその具体的事情に応じて自主的に定めることを広く許容するものでなければならない。

それゆえ、大学の管理運営の改善は、法令の改正によって、直ちにその目的を達成し得べきものではない。むしろ、問題のある当該大学が自覚と反省のもとにみずから、漸次優れた慣行を樹立することによって、改善していくことを期するとともに、問題は単に当該大学のみならず、全国立大学に共同のものであるという意識のもとに、すべての大学の協力によって、そのような大学の自主的改善の促進をはかることこそ、取るべき第1の、しかも根本的な途である。

なお、大学管理制度改革の問題を、ことさら政治的闘争の場における論議の対象として取りあげることは、本来、政治的に中立であるべき大学そのものを政治的闘争の渦中に巻き込むことによって、大学の使命の遊成に重大な支障を生じさせるのみならず、将来、大学に大きな禍根を残すことになるおそれがある。したがって、かりに大学管理制度に不備欠陥があるとしても、そのよってきたるところを冷静かつ慎重に究明し、憲法の保障する「学問の自由」と「大学の自治」の根本精神に深く思いを致しつつ、平静な場において、すべての大学の自主的・積極的な協力のもとに、改善方法を考えて、これを実現するようにすべきである。

4 右に述べたように、「大学の自治」は、あくまでも尊重され、確保されなければならないが、その反面において、大学はその管理運営についての責任の重大さを自覚し、大学を設置した社会・国家の信頼と期待にこたえて、その使命をじゅうぶんに果すように努めなければならない。「大学の自治」は絶対無限のものであるかのごとくに誤解されてはならない。「大学の自治」は、元来、学問の研究・教授の自由を保障することによって、学問の進歩発

達に貢献させることを究極の目的とするものであり、それとの関連において、人事権等の自主性が保障されたものであって、そこに自治とともに、また、その限界の存することを銘記しなければならない。大学自治の原則の実施にあたり、大学の判断と活動が、広く社会から、その権威を認められ、信頼を受けるためには、大学自治の名をかりて、これを濫用することのないよう自戒することが必要である。

5 本協会は、かねてより大学の管理運営の問題について調査研究を重ねてきたが、ここに右に述べたような見地に立って、この問題に対する本協会としての見解を取りまとめた。これはまた、各大学において、大学の管理運営の改善をはかるにあたり、参考とすべき基準として役立てられるべきことを期するものである。

なお、1個の学部を置く大学については、数個の学部を置く大学とは異なった取り扱いを 必要とする場合があることは当然であるが、その場合にも、この報告の掲げる基準の趣旨に 即して管理運営されるべきである。

第 1 学長の選考および任命

1 学長の選考

現在,学長の選考は法律上,大学管理機関(この場合は協議会の議に基づき学長)の定める基準により,大学管理機関(この場合は協議会)が行なうべきものとされているが(教育公務員特例法第4条,第25条第1項第1号および第2号),実際上は,各大学においてその選考は例外なく選挙の方法によっている。この方法は,従来の慣行によると同時に,右の法規に即しているのみならず,そもそも学長の選考方法として最も適当な方法と考えられる。したがって,今後もこれを維持すべきである。なお,この選挙によって学長を選考するという原則には,直接の法規上の根拠を与えることが適当であろう。

学長の選挙は、各大学の自主的に定める手続により行なわれるべきである。これについては、次の諸点に留意しなければならない。

(D) 学長の選挙は、その規則を定めるにあたっても、またそれを実施して選挙を行なうに際しても、あくまで公明清純かつ全学的立場を旨とすべきであって、いやしくも、選挙が学内の対立抗争の場になるようなことや、局部的立場から候補者を立てるようなことは厳に避けなければならない。

- ② 選挙人の範囲は、大学における研究および教育の運営に直接の責任を負う者だけに限られるべきである。したがって、大学の事情によってこれを最も広くする場合においても、 その範囲は、教授、助教授および常勤講師に限ることが適当である。
- (3) 学長候補者については、当該大学の内外を問わず、広く候補者を求めることが適当である。ただし、この際各大学の沿革や慣行等はじゅうぶん考慮されてよかろう。
- (4) 選挙を公正に実施するためには、自主的な選挙管理機関が必要である。この選挙管理機 関として、評議会(評議会を置かない大学にあっては教授会)をあてるか、または別に適 当な機関を設けるべきである。

2 学長の任命

現在、学長の任命は、法律上、大学管理機関(この場合は学長)の申し出に基づいて文部 大臣が行なうべきものとされている(教育公務員特例法第10条、国家公務員法第55条)。 それは、大学自治の理念に基づく多年の慣行を基礎として、学長適任者の実質的な決定はこれを大学の選考するところにまかせ、そこで正当な手続により選考された者について、文部大臣が形式的に任命することを、法規上明らかにしたものにほかならない。元来、大学の管理 運営の総括的責任者である学長を、大学みずからが選定することは、大学自治の根幹をなすものであって、この趣旨は将来とも堅持されなければならない。

右の現行制度に対しては、大学が、必ずしも適当でない者を選定したような場合に備えて、 文部大臣が学長任命についてなんらかの実質的権限——例えば、大学の選定した者を不適当 として差し戻すことのできる権限——を有するものとすべきではないかという論がある。し かし、この論は次のような理由でとるべきでない。

- (1) 大学が学問の研究および教育の機関としてその使命を遂行するためには、大学の自治が必要である。大学の人事も外部からの干渉や制約を受けることなく、大学によって自主的に処理されなければならない。学長の選任に、行政機関や学外の政治的圧力が実質的に介入することは、大学の使命遂行に不当な影響を及ぼすことになろう。したがって、学長の選任については、特に大学の自主性が制度的に保障されることが大切である。
- ② 学長としてはたして適任であるかどうかを判断することは、必ずしも容易ではない。それには、客観的に明確な尺度があるわけではないからである。かりに、その判断を大学以外の機関がすることにしても、それによって適任者を得る保障はないのみならず、かえって、それは政治的判断に流れるおそれがある。むしろ、学長の選定を大学の公正な選挙に

委ねることが、結局において、適任者を得るゆえんであり、それはまた全学の信頼と納得 に基づいて、大学の管理運営を円滑にさせることになるであろう。

- (3) 国立大学は、一般の行政機関と異なり、研究と教育の機関であり、大学自治の根本精神に照らし、研究と教育ならびにこれと密接につながる教員人事については、あくまでその自主性が尊重されなければならない。したがって、一般の行政機関の場合と同様な行政上の責任体制をとろうとすることは誤りである。大学の管理運営については、大学みずからの自覚により、国民全体に対しその責任を果すべきものである。
- (4) かりに、大学の学長選考が当を得ない場合があるとしても、それは大学側の自主的反省 によって是正されるべきものであろう。これは、終局において学長の選任を妥当にさせる 最良の途であり、またそのこと自体、大学自治の本旨にそうゆえんである。
- (5) 学長の任免その他大学の教員の人事について、文部大臣になんらかの実質的権限を認めるべきであるという論に関連して、中央の機関を設置し、文部大臣の権限行使に参与させるという構想がある。しかし、いかなる手続で行なわれるものであるにせよ、大学の教員の人事に文部大臣が実質的に関与することを認めることは、大学自治の本来の趣旨にそうゆえんでないのみならず、また、実際に妥当な結果を得る途でもない。このことは、右に述べたところから明らかである。したがって、中央機関の構想は、大学の教員の人事に関する限り、考慮の余地はないというべきである。

右に述べたように、学長の任命については、従来の慣行によって裏づけられた現行の制度 を維持することが適当であり、これに変更を加える必要は認められない。この制度において、 文部大臣の任命権は形式的なものであるから、学長としての適任者を得ることは、一にかか って大学の責任であり、これはさきに述べた方針に則り、良識をもって学長を選挙すること によって実現され得べきものである。このために、各大学は、学長選考方法について反省を 加えるとともに改善をはかり、また国立大学協会はそのような改善を促進するように努めな ければならない。

第 2 学部長,教員の任免および身分取扱

1 学部長の選考および任命

学部長の選考については、当該学部の自主性を確保するという見地から、当該学部の教授

会の識に基づき学長がこれを行なうことになっている(教育公務員特例法第4条,第25条第 1項第1号)。この制度を改めるべき理由はない。

学部長の任命については、学長の場合に準ずる(第1の2参照)。

2 教員の選考および任命

教員の選考については、教授会の議に基づき、学長が選考するものとする現行の制度(教育公務員特例法第4条、第25条第1項第1号)は維持されるべきである。この場合、教授会における投票権は、研究および教育の主たる責任者である教授のみに限ることが望ましいが、助教授以下の教員の選考については、必要に応じ、助教授または常勤講師にもこれを認めてもよい。

教員の任命については、学長の任命するものを除き、学長の場合に準ずる(第1の2参照)。 3 教員の不利益処分

教員の意に反する転任,降任および免職または懲戒などの不利益処分は,大学管理機関の審査の結果によらなければならないことになっており(教育公務員特例法第5条,第6条および第9条),この場合の,大学管理機関は評議会とされている(同法第25条第1項第4号)。それは,不利益処分について,万一にも当該教員を同僚が不当に擁護したり,排斥したりするような弊害が生ずることを防止し,大学全体の立場から,公正な審査を行なおうとする趣旨にでたものと考えられるので,右の制度は維持されるべきである。なお,この場合,当該教員の属する教授会の意見を慎重に考慮して運用されることが望ましい。

第 3 協議会, 評議会および教授会の構成

1 協議会

協議会は、評議員および部局長で構成する会議であり、学長についての選考、不利益処分の審査などを職務としている(教育公務員特例法第4条ないし第6条、第9条および第25条第1項第1号ないし第3号等)。 しかし、このような協議会を評議会と別に設ける実質的な意味は乏しい。従来、協議会の職務とされているものは、評議会などで処理し得ると考えられるので、大学管理機構簡素化の趣旨からいっても、協議会の制度は廃止することが望ましい。

2 評議会

評議会は、学長、学部長、学部教授および附置研究所長のほか、各大学の事情により、大学の重要な職にある者を加えて構成することになっているが、その最後の者の範囲については、各大学において、それぞれの事情に応じ適宜に定められるべきである。

3 教授会

教授会は、学部における研究および教育の管理運営にあたる中心的機関であることにかん がみ、その構成員は、右の管理運営について直接の責任を負うべき者でなければならない。 したがって、教授会の構成員の範囲は、教授のほか、各大学の実情に応じ、自主的に決定す るところに委ねられて差し支えないが、この場合においても、教授、助教授および常勤講師 に限られるべきである。

第 4 大学の諸機関の地位、権限および相互の関係

- 1 大学の諸機関相互の関係および調整に関する原則
 - (1) 大学には、学長、評議会、学部長、教授会など各種の機関がある。これら各機関の権限の具体的内容や相互の関係は、法令上必ずしも明確ではないが、それは大学自治の見地から各大学の自主的な慣行によって定められてゆくべきものである。現に、良い慣行が既にできあがり、これに基づいて管理運営の円滑に行なわれている大学が少くない。このような慣行がまだ成熟していない大学にあっては、他大学の良い慣行を取りいれ、運営上の妥当な基準を整備確立すべきである。
 - ② 評議会または教授会は、それぞれ大学または学部の意思の形成にあたる機関であり、学長または学部長は、評議会または教授会の意思を体してその職務を行なうべきものである。しかし、このことは、学長、学部長が単なる執行機関にとどまるというわけではない。学長、学部長もまたみずから右の意思形成にあずかるものであり、評議会、教授会と一体的関係を保ちつつ、実際上、指導的機能を営んでゆくべきものである。
 - (3) 大学の諸機関は、法令や学内規則に基づいて、それぞれの権限を有しており、この権限をいたずらにみださないことが大学の管理運営を秩序だてるために必要である。しかし、各機関は、また、その権限に依拠して互いに割拠対立すべきものではなく、それぞれの立場から、相互に協力して妥当な運営をはかるべきものである。したがって、ある事務に関する権限がどの機関に属する場合であっても、各機関相互の信頼と緊密な連絡のもとに、

その事務が処理されるような体制を整えることが必要である。

- (4) 大学各部局の機関相互の連絡調整をはかり、大学全体の有機的な管理運営を期するためには、学長、評議会、学部長会議または部局長会議などの全学的機関が総合調整の機能を果すことが特に必要である。
- (5) 大学の意思は、その正規の機関により、正規の手続を経て、形成かつ表明されることが 大切である。けだし、そのことによってのみ大学の意思が真に統合かつ具現されることに なるからである。したがって、大学の全構成員は、あくまで大学の意思形成が、正規の過程において実現されるように協力すべきである。

2 学長の地位および権限

(1) 学長は大学を総括し、かつ大学を代表する者である。学長は、その職務を法令や慣行に 基づいて、大学の他の諸機関との間に有機的な関係を保ちつつ、必要に応じて、学部長会 議または部局長会議などの補佐を受けながら行ならべきである。

学長の職務は、研究および教育に直接かかわりのない行財政上の事項で、学長の専決に 属するものを除き、評議会の議によって行なわれるべきものである。この場合において、 学長は評議会の議長となり、その意思をじゅうぶん評議会の議に反映させ、評議会と一体 となって大学の管理運営にあたるべきである。

- ② 学長は、大学全体の管理運営に関する事項については、みずから執行の任にあたるものであるが、重要な事項については、全学の意思を総合調整し、その意思に即して執行にあたるべきである。
- (3) 学長は、学部、研究所の管理運営に関する事項でも、大学全体にかかわりのあるものについては、学部、研究所の自主性をじゅうぶんに尊重しつつ、全学的な見地から、総合調整を行なうよう努めるべきである。

3 評議会の地位および権限

評議会の設置について, 現在, 法律に規定はなく, 国立学校設置法の一般的な委任に基づく文部省令(国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則)に規定があるだけである。この規則は, 教育公務員特例法による権限は別として, 評議会をもって, 学長の諮問機関であるように定めているが, それは評議会が従来の慣行に基づき占めるべき地位や機能を正当に表わしているものとはいいがたい。

評議会は、従来、全学的な意思形成の機関として大学の管理運営上重要な機能を果してき

たものである。この評議会の機能は、今後も、じゅうぶんに尊重されなければならない。この意味において、評議会は、学長の単なる諮問機関とされてはならない。評議会みずからが大学の意思を決定する場合も、あるいはまた評議会の議に基づいて大学の意思が決定される場合もあるわけである。

評議会の権限の具体的内容は、法令に特別の定めのある場合のほかは、右に述べた趣旨により、かつ次項以下に掲げるところを基準として、各大学のそれぞれの伝統と実情に応じて 適宜に定められ、また運用されるべきである。

- (1) 評議会は、全学的な機関であって、部局の利益代表の集まりでないことはいうまでもない。したがって、評議会は常に全学的な見地に立って審議することが必要であり、また部局間に意見の相違対立のおそれがある問題については、これを調整する役割を果すべきものである。
- ② 大学全体の管理運営に関する重要な事項は、評議会の審議決定を経ることを必要とするが、そのような事項としては、例えば、次のようなものがある。
 - (イ) 学則その他重要な学内規則の制定改廃
 - (ロ) 予算概算の方針
 - (ア) 学部,学科,大学院,研究所その他重要な施設の設置廃止
 - 臼 人事の基準
 - (水) 学生定員

なお、右のほか評議会は必要に応じて、学長の諮問に応ずべきものであることはいうまで もない。

- (3) 学部, 部局の管理運営に関する事項でも, 大学全体にかかわりのあるものについては, 評議会は, 学長とともに, これを総合調整する機能を果すべきである。
- 4 学部長会議または部局長会議

学部長会議または部局長会議は、法制上の機関ではないが、現在、多くの大学において、 学長を補佐するとともに、評議会に協力するものとして各学部・部局間の関係を調整し、大 学を総括するうえに有効な機能を果している。この学部長会議または部局長会議の、右に述 べたような機能は、全学の円滑な管理運営をはかるために、じゅうぶん活用されるべきであ る。

5 学部長の地位および権限

- (D) 学部長は、学部を総括し、かつ、学部を代表する者である。その職務は研究および教育 に直接かかわりのない事項で、学部長の専決するものを除き、教授会の識によって行なわ れるべきである。また、学部長は、教授会を招集し、その議長として議案を準備し、議事 を主宰する権限と責任を有するものであり、教授会と一体的関係を保ちつつ、学部の管理 運営にあたるべきである。
- (2) 大学全体の問題については、学部長は学長を補佐するとともに学長、評議会などの全学 的機関と教授会との間に緊密な関係を保ち相互間の意思の疏通をはかるべきである。

6 教授会の地位および権限

- (I) 教授会は学部の意思形成の機関である。学部における研究,教育および教員の人事に関する事項ならびに学生の補導その他重要な事項は,教授会の議に基づいて行なわれるべきである。ただし,事項によっては,その一部の処理を学部長に委任することをさまたげない。
- ② 学部内に教官会議,委員会等の機関が置かれる場合でも,学部の意思の終局的決定は教 授会の議によるべきである。

7 附置研究所

大学に附置されている研究所については、原則として学部に準じて取り扱うことが適当である。

8 委員会その他の機関

- (1) 大学の管理運営に関する事故が複雑多岐になるにともない、特定の事項を審議し、また は調査研究するために、大学に委員会、審議会などの機関を置く心要がしばしば生ずる。 しかし、これらの機関は、前記の大学の各機関の機能を補助するにとどまるべきものであ る。
- ② 大学によって、大学の運営上、特に学外の意向をきく必要があると認められる場合には、 大学の自主性をそこなうものでない限り、適宜学外者の参与する機関を設けることは差し 支えない。

第 5 国立大学協会の役割

以上述べたところは、要するに、大学の管理運営の改善は、単に法令による規制や所轄庁の

監督的措置によって実現されるべきではなく、大学みずからの責任の自覚とこれに基づく自主 的措置によって、はかられるべきであるという大学自治の本旨に立脚し、改善方策の大綱を示 したものである。以上の趣旨にしたがい、なによりも要望されることは、各大学がまず、みず から自主的に適正な基準を確立し、良い慣行を形成して管理運営にあたることである。しかし、 このことは必ずしも容易ではない。特に問題によっては、一大学限りで処理解決を見ることが 相当困難である場合もあり得る。このような場合、問題の解決をはかるには、各大学相互間の 緊密な協力が要望されることになる。

たまたま、ある大学において発生した管理運営上の欠陥なり、支障は、本来ひとり当該大学のみの問題にとどまるものではない。それは、すべての大学に共通の問題としても考えられるものである。したがって、国立大学に関する問題については、さしあたりそれが直接にはその大学のみのものであっても、すべての国立大学が共同連帯の意識をもって、その処理に協力することが必要とされる。この意味において、国立大学協会がその会則に見られるように、国立大学相互の緊密な連絡と協力により大学の管理運営制度の改善に寄与するならば、その意義たるやきわめて重要であるといわなければならない。

この点において、国立大学協会が右のごとき役割を果すことは、あながち協会が一大学内部の問題に干渉し、その大学の自主性をそこなうとのみ考えるべきではない。大学自治の本来の趣旨からすれば、第一義的には、ある大学に関する問題は、当該大学がみずからその責任においてそれを処理すべきことが要請されることになるのであるが、その実質的意義は、学外の政治的・社会的圧力によって大学本来の使命の実現がさまたげられるのを排することにある。したがって、国立大学協会が、大学の使命の実現を促進するという立場から、大学相互間の協力援助についての措置をはかることは、国立大学協会設立の趣旨にかんがみ、きわめて望ましく、かつ当然のことといわなければならない。このような措置によって、大学の自治はいっそう確立擁護されることになると考えられる。この種の措置は、国立大学協会をおいて他の機関、たとえば国の機関などには求め得られないものである。

右の趣旨に即して,国立大学協会は,大学の管理運営の自主的改善を強化促進するために,協会内部に適当な組織を設け,有効適切な方策を樹立することを急務と考える。右の方策の具体的内容については,今後なお検討されるべきであるが,さしあたり大綱としては,次のようなものが考えられる。

(D) 国立大学協会の内部に、大学の管理運営の改善のために特別の組織(仮称大学運営協議

会。以下協議会という)を設ける。協議会は国立大学協会の会長、副会長のほか、会員の 互選による委員若干名をもって構成し、必要に応じて専門委員を加え得るものとする。

- ② 協議会は、おおむね左に掲げる事項をその任務とする。
 - (4) 大学の管理運営に関する調査研究を行ない、情報を収集・交換すること。
 - (ロ) 管理運営のモデル方式を作成すること。
 - (7) 各大学に対し、必要に応じて、助言援助を行なうこと。
 - (+) 大学内部に対立紛争が生じた場合に、関係者の申し出に基づいて、その解決をあっせ んすること。
 - (お) 大学の管理運営に関し、広く各方面の意見をきき、および、関係方面に対し意見を提 出すること。
 - (4) その他、大学の管理運営の改善のために必要と認められる事業を行なうこと。
- (3) 右の協議会の機能は、いうまでもなくなんらの法的効力を持つものではないが、それが 適切に運用されるならば、実際上には大きな意義をもたらすことになろう。なお、協議会 が活動するにあたっては、各大学の自主性をじゅうぶんに尊重しなければならないことは 当然である。

あとがき

この報告は、大学の管理運営の基準およびその改善方策の大綱を述べたものである。 この報告の基礎としている考え方をここに要約すれば次のごとくである。

- (1) 大学の管理運営については、大学の自主性の確保と大学の社会・国家に対する責任の自 覚を基調とすべきこと。
- ② 大学の管理運営制度には、法令をもって画一的に規律されるに適せず、多年の伝統に基づく各大学の慣行に委ねられるべき領域が広いこと。したがって、各大学においては、将来にわたり、正しい慣行を形成してゆく必要があること。
- (3) 大学の諸機関の間に、権限の合理的な配分が確立されると同時に、相互の信頼をもとにした緊密な関係が保たれなければならないこと。
- (4) 大学の機能は、正規の過程による諸機関の協働によってのみ、完全に果され得るものであること。

(5) 大学の管理運営の改善は、全大学共通の問題であり、各大学はそのために相互に協力援助すべきこと。この意味において国立大学協会にはきわめて重い任務が課されること。この報告には、なお細目については、検討の余地があろう。その意味において、この報告は中間報告であり、われわれは今後さらに広く各方面の意見を参考としながら、研究を重ねて、大学の管理運営の改善に資することにしたい。

- (1) 大学の管理運営について(中央教育審議会答申)
- ② 国立大学運営法(案)
- (3) 国立大学運営法の施行に伴う教育公務員 特例法等の一部を改正する法律(案)

(資料1)

大学の管理運営について

(中央教育審議会答申)

大学の管理運営は、大学の自治をぬきにして取扱うことはできないし、大学の自治は、また 学問研究の自由を離れては考えられない。学問研究の自由と進歩を基軸とする大学の自治は、 これを固定したものと考えるべきではなく、その本質と伝統を保ちながら、急激に変化してい く大学の内外の事情に即して、有効な弾力性のある生きた制度として現実的に発展させていく べきものである。

1. 大学の管理運営と大学の自治

- (1) 最近, わが国の大学は, 多数の教職員と学生, 各種の施設設備およびこれを裏づける多額の経費をもち, その規模は拡大している。また, 学問の発展, 国家社会の要請に伴い, 大学の目的は多様化し, その構造は複雑化している。したがって, 大学の管理運営は, 大学本来の使命に即し, 総合的, 合理的かつ効果的に行なわなければならない。他面, 大学には, 社会制度として課せられた国家社会の要請と期待に応じる責任ある管理運営が必要である。
- ② このさい、大学の自治すなわち大学の管理運営上の自主性とその慣行について特に留意することが必要である。大学の自治は、抽象的、観念的なものではなく、具体的、実質的にこれを考えなければならない。それは、教員人事、学内施設の管理および学生の指導、財政の面において実質的に現われる。
 - ア 教員人事における自主性は、大学の自治の基本的な要素であるとともに、大学の管理 運営の主要部分と裏表の関係にある。大学の自治のこの面は、戦前においても大学で慣 行されてきたものであるが、戦後になって制度的に明らかにされるとともに、すべての 国立の大学に及ぼされるにいたった。
 - イ 学内施設の管理および学生の指導における自主性も、大学の自治の重要な具体的な一

面である。

なお、民主的人間形成の方法の一環として、学生の身分に即して認められる学生の自 治活動は、大学の自治と混同されてはならないものである。このことについては、「学 生の厚生補導について」において述べる。

- ウ 財政については、教育研究の自主性を保ちじゅうぶんその使命を果たしうるような弾力性のある特別のあり方が望ましい。このことについては、「大学財政について」において述べる。
- ② 大学が社会制度としての性格をもつことにかんがみ、大学は国家・社会との連けいを深めることによって、ややもすれば陥りやすいその閉鎖性を排除することが望ましい。また、このことによって大学は地域社会をはじめ関連する社会の発展に寄与すべきであろう。この目的を果すために適当な機関を学内に設けるなどの措置が必要であるが、そのさいにも大学の自治が尊重されなければならない。
- 4 すでに述べたように大学の規模は拡大し、組織は複雑化していく情勢において、もしその管理運営が適切に行なわれなければ教育研究機関としての本来の使命の達成に支障を生じるばかりでなく、大学の自治の実体を保持することすら困難となろう。したがって、大学としての性格に最もふさわしい管理運営に関する諸制度を整備することが緊要である。さらに学内関係者は、こぞってこのことについて認識を新たにし、その目的実現につとめ、特に、学内管理機関の立場にある者が、それぞれ制度上の責任者として自覚を深め、全学の指導的機能を果すことがきわめて重要である。

以上の趣旨によって,大学における学内管理機関,教員の任命,待遇等身分取扱いについては,以下の方途が講ぜられるべきであると考える。

なお、大学の管理運営については、国立、公立、私立の大学を通じた制度を定めることは 困難であるので、この報告は国立大学について検討したものである。

2. 学内管理機関

大学の管理運営が円滑に行なわれ、その実をあげるためには、まず大学の学内管理機関の おのおのの職務権限を明確にし、学内管理体制を確立する必要がある。

現在の学内管理体制は,必ずしも分明でない。よって,大学の学内管理機関の基本体系としては,全学の総括的な責任者を学長,学部の責任者を学部長とし,評議会は全学の,教授

会は学部の重要事項をそれぞれ審議する機関とし、それらの職務権限について学長、学部長 との関係を明らかにすべきである。さらに必要に応じて学長の補佐機関を設けうることとす べきである。

次に大学の学内管理機関のおのおのについてそのあり方を述べる。

(1) 学 長

ア 職務権限

学長は、大学の管理運営の総括的な責任者である。したがって、大学全体の管理運営 に関しては、責任をもって処理すべきものである。この場合、評議会その他の学内諸機 関と連けいを保ちつつ全学の総合調整を図り、かつ、その指導的機能を果すべきもので ある。

イ 選考,任命

大学がその使命を達成するには、学長の選考、任命が適正に行なわれなければならない。 それには、適任者を得るための方途を確立する必要がある。

学長の選考にあたって,現在は投票の方法が用いられている。投票の方法によって望ましい結果のえられるためには,投票者の範囲や投票の手続き等について適正を期する必要がある。よって,学長の選考は,次のようにするのが適当である。

評議会(評議会については後に述べる。)で複数の学長適格者を学の内外から選び、それについて学内で投票を行ない、その結果に基づいて評議会が学長候補者を決め、学長がこれを文部大臣に申し出ることとする。文部大臣は、それによって任命するものとする。

投票者は、大学における教育研究の主たる責任者である教授とする。ただし、特に必要がある場合にかぎり、助教授または常勤講師を加えることができるものとする。

学長適格者の選出、投票等に関する手続は、制度化することとする。

ウ任期

学長が大学行政に習熟するには相当の期間を要するので、その任期は、ある程度長期であることを必要とする。よって、学長の任期は4年を基準とし、再任を妨げないことと定めるのが適当である。

エ 学長補佐機関

大学の規模の拡大と構成の複雑化に伴い、全学的な教育研究計画の樹立推進など管理

迎営上の重要な分野において学長を補佐するため,必要な大学には,たとえば副学長のような補佐機関を設けるべきである。

なお、副学長は、学長が教授のうちから選考するものとする。

(注) 大学院大学の学長を認証官とすることを検討する必要がある。

(2) 評議会

ァ 職務権限

評議会は,学則,学部規則等の制定改廃,学内予算の方針,学生の厚生補導等大学運 営に関する重要事項を審議する機関とすべきである。

なお、教員の不利益処分に関する事前審査を行なうほか、従来協議会の職務権限とされていた学長の選考、学長の不利益処分に関する事前審査を合わせ行なうものとすべきである。

(注) 現在,協議会は,その構成員が評議会とほとんど同様であるので,評議会のほかに, 別に協議会を設ける意義に乏しい。よって,これを廃止し,従来協議会の職務権限とさ れていた事項は,原則として評議会の職務権限に移すべきである。

イ 構 成

評議会は,原則として,学長,各学部長,各学部の教授若干名およびその他の重要な 部局の長をもって構成するものとする。

(3) 学部長

ア 職務権限

学部は、教育研究の上からも、組織の上からも、大学の基本的な構成要素であるから、 その管理機関の機能と責任を明確にする必要がある。

学部長は、学部の責任者であり、教授会の主宰者となり、かつ、学部の管理運営に関する事項については執行の責に任ずる。また、評議員として大学の重要事項の審議に参与し、大学全体の管理運営について学長を補佐するものである。

イ 選考,任期

学部長については、教授会において適格者を選び、学部長がこれを学長に推薦する。 学長は、それについて慎重に選考し、その結果を文部大臣に申し出る。文部大臣は、そ れによって任命する。

学部長の任期は、その職資にかんがみ、ある程度の期間を必要とするが、他方、学部

長は教授併任の職であることを考慮し、その任期は、おおむね2年以上とし、かつ、再 任を妨げないことと定めるのが適当である。

(4) 教授会

教授会は、学部における教育研究について管理運営上の重要な機関である。現行の制度 においては、その職務権限、構成、設置、学部長との関係等が明確でない。よって、その あり方を次のようにすべきである。

ア 職務権限

現在, 教授会の審議事項に関する規定は, 必ずしも明らかでなく, 大学によっては, 本来教授会の審議事項とは考えられないような事項をも審議している場合もある。教授会は, 教育研究の計画, 学生の教育指導および学業評価, 学部長・教員の候補者の選出, 学位・称号に関する事項等について審議にあたるものとすべきである。

イ構成

教授会の構成員は、学部における教育研究の管理運営について直接責任を負うものでなければならない。現在、教授会の構成員の範囲は、各大学によって区々であるが、教授会は教授のみをもって構成されるべきものとし、特に必要がある場合に限り、評議会にはかつて助教授または常勤講師を加えることができるものとする。

ウ設置

教授会は、学部に設置するものとする。ただし、学部の規模が大きく構成が複雑なため、または学部が地域的に分散しているため教授会がじゅうぶんな機能を発揮できない場合、あるいは会議をもつことが困難な場合には、代議員会を置くことができるようにする等教授会の組織運営に関する特例を設ける必要がある。

(5) 学内管理に関するその他の機関

以上述べた学内管理機関のほかに、大学が、たとえば教養課程、分校等の運営のために 管理組織を設ける場合には、文部大臣の事前の承認または認可を必要とするよう適切な措 置を識すべきである。

3 教員の身分取扱いおよび待遇

教員の身分取扱い

ア 選考,任命

大学が教育研究の成果をあげるには、なによりも教員が適任者であることが必要である。

しかるに、現在一部の大学にあっては、教員の選考の範囲はややもすれば閉鎖的になりがちであり、その昇任も安易に行なわれているなど適切を欠く場合もある。よって、適任者を得るための方途を確立するため、教員の選考は次のようにするのが適当である。教員の選考については、学部長は、教授会の議により、教員の資格基準に従い、教員選考委員を設けるなどの方法によって教員適格者を選び、その候補者を学長に推薦する。学長は、それについて慎重に選考し、その結果を文部大臣に申し出る。文部大臣は、それによって任命するものとする。教授会が教員の候補者の選出について審議するにあたっては、原則として、教授のみが審議するものとすべきである。

教員適格者を選ぶにあたっては、たとえば公募によるなど、広く人材を求めるととも に、学内外の専門家の意見を聞くなどの方法を用いて慎重を期するものとする。

なお、大学の教員は、その専門の分野においてすぐれた能力を有する者でなければならない。このような適格者を常に大学に確保するために、教員について任期制度または 再審査制度を設けることを検討する必要があろう。

イ 不利益処分の事前審査

現在の事前審査制度においては、発識者が不明確であり、また同様な不利益処分の問題に対して大学によって不均衡な結果が生じうる。よって、評議会における事前審査の発識者は学長であることを明確にするとともに、学長は、広い視野にたってじゅうぶんその責任を果すべきである。文部大臣は、学長の措置が当を失する場合には、指導助言を通じてその適正を図るべきである。なお、火災、盗難等の責任に係る事案は、事前審査の対象から除外し、統一的な基準によって処理すべきである。

また、学長、学部長の不利益処分についても、同じような趣旨によって取扱うべきで ある。

② 教員の待遇

大学の教員に対し、教育研究に専念してその成果をあげることを期待し、また、他の職域における人材需要に対して教員に適格者を確保するためには、その待遇をじゅうぶん厚くしなければならない。大学の教員の給与については、同程度の資格能力を必要とする他の職種の給与の実態、諸外国における大学の教員の処遇、戦前のわが国の状況等を考慮し

て,相当の水準にひき上げるとともに,給与体系をその職務に即するよういっそう整備することが必要である。

以上のほか、大学のすぐれた教員を優遇する方途について検討すべきであろう。

(注) 大学院を担当する教員あるいは大学院大学の教員については、さらに特別の措置を講 ずべきである。

4. 大学と国家・社会

(1) 学外者を加えた機関

さきに述べた学内管理機関は、すべて学内者によって構成されている。しかしながら、 民主社会における大学は、社会に対して閉鎖的であるべきでなく、積極的にその関連する 社会の連けいを深め、特に地域社会のために寄与することが望ましい。よって、必要に応 じて大学に学外者を加えた機関を設けるべきである。この機関は、公開講座等の大学の拡 張、産業経済界と大学との連けい、教育の向上および文化の発展等に関し、大学と地域社 会とがその協力関係を進めるため相互に意見を交換する機関とする。

② 文部大臣の職責

文部大臣は、国立大学の設置および文教行政の総括的責任者として、大学の管理運営に関してその権限の行使にあたっては、国民に対する責任を考え、大学自治の尊重を基本として、じゅうぶん慎重を期さなければならない。

(注)

- 1. 単科大学ならびに教員養成を目的とする大学および学部に関する特例的事項については、 以上に述べた趣旨に従って、適切な措置を講ずべきである。
- 2. 大学院大学の管理運営については、大学院が相当の程度の専任の教員と専用の施設をもち、 その自主性を確立することとあいまって改めて検討する必要があろう。
- 3. 附置研究所,共同利用研究所,図書館,附属病院等の管理運営については,それらの設置 組織等に関する問題とあわせて検討すべきである。
- 4. 教養部の管理運営については、学部の管理運営に準じて考慮すべきである。
- 5. 短期大学の管理運営については、別に検討すべきである。
- 6. 芸術大学の管理運営については、その目的・性格に即して適当な措置を検討すべきである。

(資料2)

国立大学運営法(案)

[註] 原文は縦書であるが、編集の都合 により原文のまま横轡とした。

目 次

第1章 総則(第1条·第2条)

第2章 学長,副学長,学部長等(第3条·第4条)

第3章 評議会(第5条-第8条)

第4章 教授会等(第9条-第15条)

第5章 雜則 (第16条)

附則

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、大学自治の適正な運営を図り、国立大学(以下「大学」という。) がその本来の使命を達成するため、大学における学長、副学長、学部長等の職務及び評議会、教授会その他大学の運営に関与する機関の組織、所掌事項等について規定することを目的とする。

(大学運営の基本)

- 第2条 大学は、国の教育研究機関としての使命と責任を自覚し、その運営を総合的、合理的かつ効果的に行なうとともに、国家社会の要請と期待に応じるようにしなければならない。
- 2 文部大臣は、大学の運営に関し、この法律又は他の法令に定める権限を行使するに当って は、国民に対する責任と大学自治の尊重を基本として、じゅうぶん慎重を期さなければなら ない。

第2章 学長,副学長,学部長等

(学長等の職務)

第3条 学長は、当該大学の総括的責任者として、その運営に当る。

2 学長は、当該大学の評議会その他大学の運営に関与する機関との連けいを保つことによっ

て全学の総合調整を図るとともに、その指導的機能を果さなければならない。

- 3 副学長は、教育及び研究に関する計画の立案、推進等について学長を補佐する。
- 4 学部長及び学部以外の部局(国立学校設置法(昭和24年法律第150号) 第4条に規定する 大学附置の研究施設(以下「附置研究所」という。),第5条の規定により文部省令で定める 学部附属の病院,第6条に規定する附属図書館,第7条の2に規定する教養部をいう。以下 同じ。)の長(以下「部局長」という。)は,当該学部又は部局の責任者としてその運営に当 るとともに、大学の運営が円滑に行なわれるようにしなければならない。

(学長等の任期等)

第4条 学長の任期は、4年を基準とする。

- 2 副学長は、その任命の際在任する学長の任期中在任するものとする。
- 3 部局長の任期は、2年を基準とする。
- 4 学長、副学長及び部局長は、再任されることができる。

第3章 評 議 会

(設置及び組織)

第5条 大学に評議会を置く。

- 2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 学長
 - 二 副学長
 - 三 学部長及び教養部長
 - 四 各学部及び教養部の教授のうちから任命される評議員
 - 五 大学の規則で定める第3号以外の部局長
- 3 前項第4号の評議員の数は、各学部又は教養部ごとに2人(1個の学部のみを置く大学 (以下「単科大学」という。) にあっては、5人)とし、大学の事情により5人(単科大学 にあっては、10人)まで増加することができる。
- 4 大学の事情により、附置研究所の教授のうちから任命される評議員を評議会の構成員に加 えることができる。

(評議員の任命及び任期)

第6条 前条第2項第4号及び第4項の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。

- 2 評議員が教授の職を失った場合には、当然に評議員の職を退くものとする。
- 3 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(所掌事項)

- 第7条 大学における次の各号に掲げる事項は、評議会の審議を経なければならない。
 - 一 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
 - 二 予算概算の方針に関する事項
 - 三 学部、教養部、学科、大学院及び附置研究所その他の教育及び研究に関する重要な施設の設置廃止に関する事項
 - 四 教官の人事の基準に関する事項
 - 五 学生定員に関する事項
 - 六 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
 - 七 学部その他の部局の連絡調整に関する事項
 - 八 その他大学の運営に関する重要事項で学長が必要と認める事項
- 2 評議会は、前項に掲げる事項のほか、この法律及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定により、その権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(議事及び運営)

- 第8条 評議会の会議は、学長が招集し、これを主宰する。
- 2 前項に規定するもののほか、評議会の議事及び運営の方法については、評議会の議を経て 学長が定める。

第4章 教授会等

(教授会の設置及び組織)

- 第9条 学部,教養部及び附置研究所(以下本章中「学部等」という。)に教授会を置く。
- 2 教授会は、学部等の長(単科大学の学部にあっては、学長。以下同じ。) 及び当該学部等 の教授の全員をもって組織する。
- 3 講座又は学科目に教授を欠く等の事由により、特に必要があるときは、評議会の議に基づく学長の承認を受けて、助教授又は常勤講師を教授会の構成員に加えることができる。ただし、教授会の組織及び教官の人事に関する事項を審議する場合には、この限りでない。この場合において、学部等の長は、必要があると認めるときは助教授又は常勤講師を教授会の会

議に出席させ意見を述べさせることができる。

(教授会の所掌事項)

- 第10条 学部における次に掲げる事項は、教授会の審議を経なければならない。
 - 一 学科, 講座, 学科目及び学部附属の教育研究施設の設置廃止に関する事項
 - 二 教育課程の編成に関する事項
 - 三 学生の入退学, 試験, 卒業等に関する事項
 - 四 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
 - 五 その他当該学部の教育及び研究に関する重要事項で学部長が必要と認める事項
- 2 教養部における学科目の設置廃止,学生の試験その他教育及び研究に関する事項で学長が 評議会の議を経て定める事項は,教授会の審議を経なければならない。
- 3 附置研究所における研究及び運営に関する重要事項で当該附置研究所の長が必要と認める 事項は、教授会の審議を経なければならない。
- 4 教授会は、前3項に掲げる事項のほか、この法律及び教育公務員特例法の規定により、その権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(教授会の議事及び運営)

- 第11条 教授会の会議は、学部等の長が招集し、これを主宰する。
- 2 前項に定めるもののほか、教授会の議事及び運営の方法については、教授会の議を経て学 部等の長が定める。

(代議員会)

- 第12条 学部の規模が大きく、又は学部の施設が地域的に分散している等のため、教授会の開催又は運営に困難な事情がある場合は、文部大臣の承認を受けて、代議員会を置き、教授会の行なうべき事項を行なわせることができる。
- 2 代議員会は、学部長の申出により学長が指名する代議員をもって組織する。
- 3 第11条の規定は、代議員会の議事及び運営の方法について準用する。

(教養部運営協議会)

- 第13条 学長が評議会の議を経て定めるところにより、教養部を置く大学に教養部運営協議会 を置く。
- 2 教養部における教育方針,教育内容その他各学部との連絡調整に関する重要事項は、教養 部運営協議会の審議を経なければならない。

(大学院の研究科委員会)

第14条 大学院の研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科の教育指導を担当する教授の全員をもって組織する。
- 3 研究科における研究科担当教官の選定、学生の身分、学位の授与その他教育及び研究に関 し必要な事項は、研究科委員会の審議を経なければならない。
- 4 研究科委員会の議事及び運営の方法については、研究科委員会が定める。

(学外者を加えた機関)

第15条 大学は、その教育又は研究に関し、当該地域社会との連けいを深めるため必要があるときは、当該大学の職員及び当該大学の職員以外の者で広い経験と知識を有するもののうちから、学長が委嘱する者をもって組織する機関を設けることができる。

第5章 雑 則

(報 告)

第16条 この法律の定めるところにより、学長が評議会、教授会その他の機関に関する組織、 議事及び運営の方法について定めたときは、文部大臣に報告しなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して 月を経過した日から施行する。
- 2 この法律中大学のうちには、短期大学を含まないものとする。

理 由

国立大学の運営の適正を図るため、新たに国立大学の運営に関与する機関の組織、所掌事項 等について規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(資料3)

国立大学運営法の施行に伴う 教育公務員特例法等の一部を 改正する法律(案)

[註] 原文は維魯であるが、編集の都合 により原文のまま横鸖とした。

(教育公務員特例法の一部改正)

第1条 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 この法律で「評議会」とは、国立大学にあっては国立大学運営法(昭和38年法律第 号) 第5条に規定する評議会をいい、公立大学にあってはこれに相当する当該大学の機関をい う。
- 5 この法律で「教授会」とは、国立大学にあっては国立大学運営法第9条に規定する教**授**会 をいい、公立大学にあってはこれに相当する当該大学の機関をいう。

第4条を次のように改める。

(採用及び昇任の方法)

- 第4条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。
- 2 学長の採用のための選考は、学の内外を問わず、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者のうちから、評議会の議を経て定める基準により、評議会が行なう。この場合において、その選考は、評議会が選んだ複数の学長適格者について、当該大学の教授(講座又は学科目に教授を欠く等の事由により特に必要がある場合においては、当該大学の評議会の議を経て定める規則により加えられた助教授又は講師を含む。) により行なわれる投票の結果に基づいて行なわれなければならない。
- 3 前項に規定する学長適格者の選出,投票等に関する手続は,任命権者の承認を受けて,当 該大学の学長が定める。
- 4 部局長の採用のための選考は、評議会の議を経て定める基準により学長が行なう。この場合において、当該部局に教授会があるときは、教授会の議を経て推薦された者について選考するものとする。
- 5 教員の採用又は昇任のための選考は、部局長が教授会の議を経て推薦する教員適格者につ

いて、評議会の議を経て定める基準により学長が行なう。

6 前項に規定する教員適格者の推薦に当っては、希望者を公募し、又は専門の学識を有する 者の意見を聞く等広く人材を求めるよう心掛けなければならない。

第5条及び第6条中「大学管理機関」を「評議会」に改める。

第7条及び第8条中「大学管理機関」を「評議会の議を経て学長」に改める。

第9条第1項中「大学管理機関」を「評議会」に改め、同条同項に次のただし書を加える。 ただし、火災、盗難等施設の管理責任に係る事案については、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

(学長の発議等)

- 第9条の2 学長は,第5条第1項,第6条第1項及び前条第1項の審査を行なう事由がある と思料するときは,すみやかに評議会に対して審査開始の発議をしなければならない。
- 2 任命権者は、学長が前項の規定による発議をしない等明らかにその措置が当を失すると認 めるときは、当該措置が適正になるよう指導助言しなければならない。

第10条の見出しを「(任用等の申出)」に改め、同条中「大学管理機関」を「学長」に改める。 第11条中「大学管理機関」を「評議会の議を経て学長」に改める。

第12条第1項中「大学管理機関」を「学長にあっては評議会,教員及び教授会を置く部局の 長にあっては教授会の議を経て学長,その他の部局長にあっては学長」に改め,同条第2項 中「大学管理機関」を「評議会の議を経て学長」に改める。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

(国立学校設置法の一部改正)

第2条 国立学校設置法「昭和24年法律第150号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(教養部)

第7条の2 国立大学に、学部における教養の課程の教育を共同して行なうための組織として、文部省令の定めるところにより、教養部を置く。

第10条を次のように改める。

(国立学校に置かれる職員)

- 第10条 国立学校に,学校の種別に応じ、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他所要の職員を置く。
- 2 国立大学の学部(一個の学部のみを置く大学の学部を除く。), その他の部局に学部長そ の他の長を置く。
- 3 文部省令で定める国立大学に、副学長を置く。
- 4 前2項に規定するもののほか、国立学校に置かれる職の種類は文部省令で定める。

附 則

- 1 この法律は、国立大学運営法施行の日から施行する。
- 2 学校教育法第109条の規定による短期大学の学長及び教員の任免,分限,懲戒及び服務については,この法律による改正後の教育公務員特例法第2章第1節の規定にかかわらず,当分の間,なお従前の例による。

理 由

国立大学運営法の施行に伴い、教育公務員特例法中の大学管理機関に関する規定を同法の内容に適合せしめるとともに、国立学校設置法中に教養部に関する規定等を設ける必要がある。 これが、この法律案を提出する理由である。